

# 東京府における明治天皇聖蹟 指定と解除の歴史

The Historic Sites Connected with Emperor Meiji:  
History of its Designation and Cancellation

北原糸子

はじめに

① 「史蹟名勝天然紀念物保存法」と東京府史蹟指定候補を巡る動向

② 明治天皇聖蹟指定

③ 明治天皇聖蹟の指定解除

④ 結語

## [論文要旨]

史蹟名勝天然紀念物法（1919）に基づいて、明治天皇が巡幸、行幸で訪れた場所や建物などが明治天皇聖蹟として、国の文化財に指定された。この聖蹟関係史蹟に顕著な傾向は、戦前に指定された史蹟、名勝、天然紀念物 1,508 件のうちの史蹟 603 件中、377 件と圧倒的多数を占めたことである。しかし、これらの文化財は天皇制イデオロギーを支えるものとして、占領下のGHQによって、1948年6月23日文化財指定から一斉に解除された。

しかし、指定解除後半世紀以上を経て、史蹟そのものは存在しなくなっても、史蹟を顕彰する石標などはそのまま残されているものが多い。このあり方のうちに、戦前の天皇制に対する地域社会の対応が示されていると考える。本論では、聖蹟保存運動に中心的役割を果たした華族、学者らが東京府においておこした初発の具体的動きを追いつつ、聖蹟指定から解除の経緯を追い、文化財指定解除後もなぜこうした石標が存続するのか、この運動の歴史的経緯と結末を具体的に明らかにし、現在のあり方も含め、検証することを主眼とした。

## はじめに

いまなお、あちこちに存在する明治天皇聖蹟指定の記念石標が、周囲の状況と不調和にもかかわらず、存続していることについての疑問が、本論執筆の、もっとも単純素朴にして初念の動機である。

これらの記念碑は、明治天皇聖蹟として1933年から1937年にかけて集中的に史蹟名勝天然紀念物保存法に基づく国家の文化財として指定されたことを記念するものであったが、占領下の1948年6月に一斉に文化財の指定解除がなされた歴史を持つ。しかし、なお現在、指定対象となっていた文化財そのものはさまざまな理由で失われているにもかかわらず、多くの石標が破棄されることなく、それ自体があたかも文化財であるかのように存続し続ける。地域社会における聖蹟のこうしたあり方には、否定も肯定も積極的に示そうとはしない、ある種の社会的判断あるいは価値観が作用していると思われる。言い換えれば、戦前の天皇制に対して、地域社会が一体となって言葉や行為で表明することを憚る、無言の態度表明が示されていると、わたしには思われる。

本論では、そのことについての回答を直接用意することは出来ないが、まずは、なぜ解除された史跡を顕彰する記念碑が現在も存続し続けるのか、指定文化財となる歴史的経緯と指定解除、現在の有り様を押さえることが、この問題に関して、第一に必要な作業と考えた。

明治天皇聖蹟の指定については、いくつかの仕事がなされている。指定にいたる事実の経過が公的な立場で明らかにされているものとしては、『文化財保護法五十年史』をまずあげなければならないが、聖蹟問題そのものについてのこれまでの論点の方向は、大きく分ければおよそ二つである。まず、指定の法的根拠となる法律である史蹟名勝天然紀念物保存法の成立の経緯を含め、近代日本の文化財保護に関する法的整備の<sup>(2)</sup>分析と、この法律に基づいて文化財として指定された明治天皇聖蹟そのものに関する問題の二つに大きく分かれよう。<sup>(3)</sup>もちろん、天皇制問題については、戦後日本の最大の政治問題の一つであったことから、明治天皇の巡幸、行幸問題についてだけでも、膨大な数の資料、著作、論述がなされており、ここでそれらについての私見を述べるには、準備不足であって、とても適わない。そこで、当面の問題を東京府における聖蹟指定という狭い範囲の実証に<sup>(4)</sup>限定した。<sup>(5)</sup>

### 分析の意図

さて、つぎに、そうした限定的な問題設定を通してであっても、なお明らかにしておきたいわたしの論点とはなにかを、あらかじめ述べておくことにしたい。

聖蹟指定の根拠となった史蹟名勝天然紀念物保存法の成立過程を含め、近代日本の文化財保護がどのような形で行政サイドから積極的に手がけられてきたのかを論ずる高木博志は、『近代天皇制の文化史的研究』の第三部において、廃仏毀釈の風潮のなかで「旧慣」保護から生まれたいわゆる文化財保護の動きは、天皇の大和行幸（1880）を契機に陵墓の修復の積極化、神武天皇を祭神とする橿原神宮の創立など皇室に関わる「旧慣」を新しく創出する過程であったこと、また、史蹟名勝天然紀念物保存法に先ずる古社寺保存法（1879）が皇室に関わる寺社あるいは歴史上由緒のある

社寺の建造物、宝物の保存にもっぱら向けられたこと、さらには、この保存から抜け落ちる社寺、名勝地などについて、地方の中間層を核とする保勝会などによるいわば下からの保存運動を上から掬い上げる形で、史蹟名勝天然記念物保存法が設定されていた文化史上の意義を指摘した。高木はこうした一連の動きを、もっとも問題が先駆的に現れた「一県殆ト総テ是レ史跡勝地」<sup>(6)</sup>の奈良県の場合について、行政文書から手堅く論証した。

明治天皇聖蹟として指定された文化財を中心に論じた朴は、昭和に入って、聖蹟の保存が本格化する条件として、聖蹟保存が内務省から文部省宗教局に移管されたことを第一にあげ、これが民力涵養と相俟って、天皇制イデオロギーによる国民教化の一環として強力に推し進められた背景を指摘する。さらに、なぜ、明治天皇の巡幸、行幸史跡が聖蹟として文化財指定となったのかについて、朴は「なんの形態も提示しないで『聖徳』だけを顕彰することよりいっそう効果的」<sup>(7)</sup>であったと述べている。確かに、地方の人々にとって、半世紀も以前の天皇の巡幸、行幸であっても、この地をかつて天皇が訪れたという実感を抱かせる痕跡が日常的に目に触れるものとして存在することは、天皇制イデオロギーによる国民強化に有効な標たりえたであろう。

それぞれ力点は異なるものの、両者ともに、民衆信仰のなかに根ざす天皇信仰という視点には与せず、むしろ、作られる「信仰」、作られる「史蹟」という視角から、天皇制イデオロギーの創出が国家の文化戦略として推し進められてきたことを主張する立場に立つ。と同時、朴は論文の最後に、しかし、こうした国家戦略を容易く受け入れる「民衆側の反応については、いま一つ検討を要する課題である」<sup>(8)</sup>としているのである。

聖蹟保存の民間での推進力となった個人あるいは団体については、この問題に積極的に動いた地方名望家層の実態が浮かび上がる。彼らの活動は後述するように文部省が発行した史蹟名勝天然記念物報告書に限らず、民間団体が発行する報告書にも数多く見られる。

しかし、聖蹟が史蹟の指定解除を受けたのち、地域社会がこれをどのように遇してきたか、あるいは来なかったかについては実態報告を踏まえた研究は少なく、現状調査を進める必要があると考える。<sup>(9)</sup>戦後刊行される多くの地方自治体史には、明治天皇聖蹟の所在について論及するものが少ない。戦前の天皇制イデオロギーによる国民強化のシンボリックな事例として、否定されるべき対象という位置づけであることは理解できるが、歴史上なかったことにするかのような叙述のあり方には、歴史認識の客観性という視点から、問題を感じる。否定されるべき歴史であっても、史実としての事実は記録しておくべきだと考える。そのことが自国の歴史に向き合う基本的な姿勢ではないだろうか。

そこで、本論では、東京府の聖蹟指定を事例研究として、指定解除後の聖蹟のその後を追った。また、研究史上の位置づけとして、高木博志が近代日本の文化財保護の歴史を、明治初年の「旧慣」保護の動きが、歴代天皇関連史跡に溢れる「一県殆ト総テ是レ史跡勝地」の奈良県から開始されたことの歴史的意義を明らかにしたように、ここでは、東京府を対象とすることで、この時期の国防体制の精神的中軸たる天皇制の補強に、明治天皇関連史跡を聖蹟指定した初発の動きを明らかにすることができる考えた。

## 本論の構成

1948年6月29日、文部省告示64号によって、昭和8年(1933)史蹟名勝天然紀念物保存法第一条に基づき指定された明治天皇聖蹟377件が一斉に解除された。この措置は直接的には、占領下におけるGHQの民間情報教育局(CIE)の担当官の指示に基づいて行われた。

そこで、この問題の占める位置づけを得ておくための基礎的作業の一端として、まず、全国の聖蹟が一斉に指定される1933年(昭和8年)以前の史蹟名勝天然紀念物保存法<sup>(10)</sup>による東京府における指定案件、さらに指定対象となったものを具体的に追ひ、聖蹟が指定される前史を簡単にみることにする。

次いで、1933年11月2日文部省告示313号による指定86件を嚆矢として、聖蹟が逐次指定される過程を全国的動向から把握し、それがGHQによる文化財政策の過程で、解除されるに至る具体的過程をGHQ文書のなかに見ることにしたい。しかしながら、後述するように、明治天皇聖蹟解除指令は、文化財的価値の問題としてではなく、GHQによる神道指令(1945年12月15日)に伴う一連の措置のうちで行われた問題であった。この指令のGHQ側の意図は、個人の信教の自由という建前から、国家主義的イデオロギーを鼓吹する神道(国家神道)の排除にあった。そのため、靖国神社、明治神宮などの神社に対してその存立の法的基礎が根底から問われたことによる。明治神宮に対するGHQの措置とそれに対する神宮側の対応は、本論の課題ではないので、ここではその問題に取り組むことはしていないし、時間的余裕もなかった。明治天皇聖蹟がどのような背景で史蹟として浮上し、どのような背景のうちに史蹟指定解除を受けることになったのかの事実過程を追跡することに限った。そして、最後に、文化財がどのような形で存在するのか、指定解除後の聖蹟の現在を東京府の現状にみることにしたい。

## ①……………史蹟名勝天然紀念物保存法と東京府史蹟指定候補を巡る動向

明治天皇聖蹟指定は史蹟名勝天然紀念物保存法の第1条に基づき、1933年11月2日文部省告示313号を以って指定された。これ以前に聖蹟として指定されたものは、文化庁文化財記念物課発行の指定目録によれば、2件にすぎない。したがって、1933年にいたるまでの聖蹟指定に関する動向がどのようなものであったかを見る上で、まず、史蹟名勝天然紀念物保存法成立に向けてどうい文化財が指定候補にのぼり、また、指定されるに至ったのかを見ておく必要がある。

周知のように、史蹟名勝天然紀念物保存法は、民間、といっても、当時の顯官貴紳、学者による任意団体である史蹟名勝紀念物保存協会が運動母体となって、1911年(明治44年)3月法律制定の建議「史蹟及天然記念物ニ関スル建議案」が貴族院に提出された。その後、この協会が中心となって、世論喚起の運動を起し、1919年(大正8年)4月10日法律制定に至った。

しかし、この運動にはさらに前史がある。その前史とは、1897年(明治30)年公布の「古社寺保存法」を契機に結成された「帝国古蹟取調会」(1900)を中心とする史蹟の認識を高める民間運動、三好學の世界各国における名木保存の学術的意義に関する啓発活動、南葵文庫における「史蹟史樹保存茶和会」(1910)などの動きである。これらが前提となり、史蹟名勝天然紀念物保存協会結成に至った<sup>(11)</sup>という。

しかしながら、史蹟名勝天然記念物保存協会の動きは民間に起きたとはいえ、内務省内に事務所を置く組織であり、日露戦後の地方の疲弊と、これに対する内務省の地方改良への政策展開が課題として上ってきた時代背景を前提にしており、内務省地方局のバックアップによるところが大きいと当事者自身が回顧している<sup>(12)</sup>。この協会の成立、あるいは法律制定の社会的、思想的背景については、すでに論述もあるので、ここでは具体的になにが指定されたのか、東京府における動きを中心にみていくことにしたい。

さて、協会が結成され、その活動広報紙「史蹟名勝天然記念物」が4年を経過した1914年（大正3年）創刊される。この間には、明治天皇が亡くなり、第一次世界大戦が勃発するという社会的激動を迎え、協会が活動困難な状況であったため、4年を経過しなければならなかったのであろう。

以下、同協会発行の会報「史蹟名勝天然記念物」の記事を中心に、東京府における動きをみることにしたい。

## 1 「史蹟名勝天然記念物保存法」成立以前の動向

史蹟名勝記念物保存協会が建議案を提出した翌月の1911年（明治44年）4月に、当時の担当官庁である内務省地方局は『都下に於ける史蹟並天然記念物一斑』其一を編纂した。この小冊子発刊の目的を末尾に簡単に述べている。要点のみをまとめると、以下のようになる。

- ① 史蹟やその他天然記念物などについて、世の中の注意を促し、今後の調査の参考にする目的で冊子を出版した
- ② 天然記念物とはなにかを定めることは困難であり、地方に応じて、異なるものを保護する場合も多いから、ここにあげたもの以外の対象も多くある
- ③ 印刷を急いだので、事実の誤記や記載漏れもある
- ④ 樹木の情報は室田新治郎著『老樹擁護之鼓吹』によるところが大きい

以上のような4点が挙げられるが、もっとも中心的課題は、世の中に対してこの方面の問題に関する注意を促したいという点である。なお、この段階では「名勝」は建議案のタイトルに含まれていない。

さて、その冊子に挙げられている史蹟と天然記念物は、東京都下のもの45件である。つまり、ここでの目的は、どういうものを対象とするのか、全国に向けて東京の例を以って具体的に示し、法律制定の動きを促そうとするものであったといえる。その3年後の1915年（大正4年）、さらに東京府の指定候補は増加する。この段階では、「名勝」がタイトルに加えられた<sup>(14)</sup>、「東京府管内に於ける史蹟名勝天然記念物の標識すべきもの」と銘打たれ、<sup>(15)</sup>「史蹟名勝天然記念物」紙上に3回に分けて掲載されている。なお、この作成者は戸川安宅（残花）である。これを1911年のものと比較して表に付した（表1）。表1のA欄は1911年の候補案件、B欄は1915年の候補案件である。両年を含め、候補案件はすべて97件、件数としては内務省地方局による候補案件より約2倍に増加している。この簡単な内訳を表2に示した。この間の動向をみておきたい。

内務省地方局による史蹟と天然記念物の候補として挙げられた案件の理由には、1911年現在すでに対象となる史蹟は失われ、史蹟と時空を共有した樹木のみ残るもの、旧大名屋敷内の史蹟、庭園、樹木などのきわめて広い範囲の史蹟の所在を呈示するもの、指定すべき土地が「不確定」であ

表1 東京都に於ける史蹟並天然紀念物候補一覧(1911年内務省地方局:1915年東京府)

A	B	名 称	指 定 地	史 蹟 理 由 (摘 記)	B 名 称 変 更
1	1	江川氏訓練場	芝新浜町芝離宮御構内	現在は唯老大の公孫樹一株のみ	○
	7	霞ヶ関址	外務省付近	史的研究の確証なし、江戸時代に詩趣のある旧蹟	
9	2	光円寺大公孫樹	小石川区久堅町	江戸時代の古刹、境内の大公孫樹、府下一、二の大樹	○
	2	一ツ橋邸址	一ツ橋内	旧殿舎の遺址なし、文部省構地に旧物見の址を残す。	
22	3	車町大木戸跡	芝区高輪車町八十一番地	江戸市への入り口にして、石塁を築き欄門あり。高札を掲げた。左右の石塁のうち現在は海岸の方残る。伊能忠敬の測量の基点、参勤交代の大名が旅装を解き、行列を改める地点	○
	3	柳の井戸と桜の井戸	参謀本部前並土手下	今は散水のみ、昔は名水	
29	4	理科大学付属植物園史蹟並老樹	小石川区白山御殿町	植物園4万8千8百坪余。享保六年八月白山御殿を薬園とす。施薬院を園内に設立し、養生所と称す。享保二十年薩摩芋を吹上にて試作。救荒・救貧の資とす。小石川養生所は東京養育院の前身、貝塚、山藁、大公孫樹。表門は養生所門、庭園数寄を凝らす	施薬院
	4	牢屋敷址	日本橋区小伝馬上町	大安楽寺、祖師堂、村雲鬼子母神などの敷地	
	5	慶応義塾及び攻玉社	芝新銭座町	慶応義塾創設の地、海軍将校が蛭雪の労を積みし攻玉社も後にここにあり	
	5	兜塚	兜町兜神社	第一銀行の横手、兜町の名はこの塚より起こる。海賊橋(今は海運橋)付近は旧牧野邸、庭園広く樹木鬱蒼たり。市街変遷の参考として保存の価値あり	
38	6	麻布善福寺大公孫樹	麻布区山元町	大公孫樹、俗に逆銀杏という。ハリス滞在中、襲撃多くハリスは門外には出ず、その苦心を公孫樹の下に偲ぶ。旧殿舎は焼失	○
	6	宝普斎基角の草庵址	茅場町薬師地内	草庵の址不明	
23	7	南洲・海舟談判の史蹟	芝区田町	芝薩摩原の電車分岐点に旧式土蔵あり、現在は南部子爵邸内、旧鹿兒島藩下屋敷。西郷、勝の明治元年3月13、14日の談判行われる。当時の建物は改築、破却され、空地	○
	7	石川島	佃町	造船場となり、煙突の林立するところとなれり、昔は人足寄場	
20	8	鳩検校和学講談所跡	麹町区上六番町豊原基臣、西村貞一郎	和学講談所は寛政5年7月官準。幕府の補助を得て群書類従を編纂した検校の遺蹟、書庫は現在は毀され、尋常の家屋となる。雑品を収集する土蔵1ヶ所あり	○
	8	浅野内匠頭邸跡	京橋区明石町立教大学付近	内匠頭長矩の邸は大石良雄以下の国侍または江戸定府の士が往来す	
	9	後楽園	小石川区小石川町小石川橋停留所付近	寛永頃起工され、後神田上水を引き入れ、二百年間種々施設在あり。義公・烈公の遺愛の巨木あり。藤田東湖の記念碑あり	
	9	切支丹屋敷跡	小日向第六天町	宣教師を幽閉せしところ。藪の中の八兵衛石という墓石あり	

	10	浴恩園	京橋区小田原町本願寺前停留場付近水交社	松平定信の別邸の名園。庭中に松平定信遺愛の老松あり	
	70	了翁禅師の寿像	上野輪王寺	寛永寺勧学寮の祖、独力にて三万の図書を収集し、私立図書館の祖	
14	11	芝田村町大公孫樹	芝区田村町九番地	一ノ関藩田村右京大夫の上屋敷跡、幕臣川勝の邸内の銀杏なり、世人は田村屋敷の化け銀杏と称す。田村邸は浅野匠頭長矩が自尽せし所、「豈に記念すべき物に非ざらんや」	○
	77	普濟寺	武州立川	国宝の石幢あり、永仁、嘉元、正安、板碑あり	
	12	乃木將軍の誕生地	麻布区材木町材木座停留所付近	旧毛利左京亮本邸は乃木將軍の誕生地なり。江戸時代日が窪毛利という	
	72	犬小屋跡	中野停車場辺	元禄年間に設置、中野犬小屋の所在地	
	13	梅若塚	南葛飾郡田村木母寺吾妻橋停留所より約15丁	謡曲隅田川の名高き梅若丸の遺跡。史実に考証すべき材料なしといえども、我が国文学に於いて重きを存する	
	73	虫塚	上野桜木町、勧善院	増山雪斎の動物を写生せし時に捕らえた虫類の塚	
	14	旧前田家育徳園	本郷区元富士町東京帝国大学構内	前田綱紀の愛園にして古哲碩学の吟遊せし所	
	74	国分寺	武州国分寺	小金井付近にして、世に知る人多し。古瓦、礎石のみならず、人類学に関する資料多し	
	15	丸山の古墳	芝公園東照宮社裏手	石器時代の原人の住みし遺蹟にて大小の古墳も多し。古坪井正五郎博士の研究せし所	
	75	首尾の松	高等工業学校敷地	江戸趣味を代表する老松、現在は枯損し、植継がれたり	
15	16	曲亭馬琴の旧宅墓地並筆塚	麹町区飯田町二丁目三十二番地渋沢静雄方	馬琴が八丈伝の筆を起こせし所、数回の火災にて旧形存せず、廃井あり。筆塚馬琴自撰の文（北豊島郡日暮里村前田公爵家墓地）	馬琴翁旧宅の井戸
	76	吾妻の森	南葛飾郡吾妻森	樟の大樹あり。江戸の名木	
	17	乃木將軍丹精の石塚	北豊島郡高田村学習院構内山手線目白停車場付近	学習院長時自費にて全国各地より取り集めたる石塊を以て築き塚の上にお手植えの一樹あり	
	77	大河内輝貞墓	上野公園図書館構内	明王院跡。輝貞徳川綱吉に忠篤に勤仕、將軍死去の後近くの明王院に葬られる	

A	B	名 称	指 定 地	史 蹟 備 考	B 名称変更
5	18	小石川江戸川端中村敬宇邸並同人社跡	小石川区江戸川町中村正修邸=明治以前内藤氏邸	中村正直,明治初期の教育家,同人社の跡のみ残る,庭中大栗樹200余年の樹齢,門前の並木は津田仙の説により植樹	同人社跡
	19	ナンジャモンジャ	赤坂区青山三丁目停留所付近	大葬の際の構内。明治天皇龍車をこの樹辺に軋す。該樹は植物学に於いても重んずる所の名木	
	20	聖堂	本郷区湯島二丁目	寛永7年林羅山が忍ヶ岡に奉祀し,元禄4年幕府に於いてこの地に遷祀	
2	21	内務省構外の並樹及構内史蹟	麹町区大手町1丁目	旧姫路藩酒井邸内。老松,井戸側石,椎,将門神社「鎮守社」の懸額,葵門の棟瓦あり	酒井邸の松
17	22	高輪御殿御構内史蹟	芝区高輪西台町	旧細川家の中屋敷。内親王の御殿,その後浅香宮御殿。3万4千坪。虎石,古藤,老松,老松,樺樹,古石塔(六面に地藏尊),旧細川邸棟瓦(新しきものなれど明治以前の建築法研究に資す),大石良雄切腹跡,不浄門あり	大石良雄切腹の跡
	23	大板碑並鎌倉時代の石燈籠	浅草公園観音堂西側	関東第一の板碑にて考古学上無類の参考となす	
	24	大森貝塚	荏原郡大森町	モース博士日本で始めて発見の地。人類考古学に新生面を開く	
	25	桜の並木	麹町区五番町停留所付近	英国大使館付近一帯。数百株の桜樹は公使サトウ氏が東京府に寄付したもの	
	26	華族会館表門	麹町区山下町内幸町停留所付近	旧島津邸の表門にして,大名の門の完全に保存せられたるものなり。当時琉球施設の装束屋敷	
	27	本邦鉄道の嚆矢	芝区汐留町旧新橋ステーション	明治5年9月12日東京横浜間鉄道開通式に明治天皇行幸。明治史の記念物	
	28	日本最初の演説会堂	芝区三田二丁目慶応義塾内	福沢諭吉が世に率先して演説を試みられたる会堂	
	29	寛政三博士等の墓地	小石川区大塚町	里俗儒者棄場と呼ばれ,室鳩巢,柴野栗山,古賀精里,尾藤二洲の墓地	
	30	飛鳥山の碑	北豊島郡滝野川町飛鳥山公園内	天覧にかかわる碑。佐久間象山桜花之賦の碑。江戸時代の公園の記念	
	31	荻生徂徠の墓	芝区三田長松寺	江戸時代の碩学徂徠先生の墓地	
	32	白河楽翁の墓	深川区霊岸島霊岸寺	政治・文学に功績あった松平定信の墓	
	33	理科大学付属植物園史蹟並老樹	小石川区白山御殿町	植物園4万8千8百坪余。享保6年8月白山御殿を菜園とす。施薬院を園内に設立し,養生所と称す。享保20年薩摩芋を吹上にて試作。救荒・救貧の資とす。小石川養生所は東京養育院の前身。貝塚,山藁,大公孫樹。表門は養生所門,庭園数寄を凝らす	大銀杏
	34	理科大学付属植物園史蹟並老樹	小石川区白山御殿町	植物園4万8千8百坪余。享保6年8月白山御殿を菜園とす。施薬院を園内に設立し,養生所と称す。享保20年薩摩芋を吹上にて試作。救荒・救貧の資とす。小石川養生所は東京養育院の前身。貝塚,山藁,大公孫樹。表門は養生所門,庭園数寄を凝らす	貝塚

	35	大椎樹	本郷区西片町阿部伯爵邸前	道灌時代にも鬱蒼たる姿もて半天を覆いしならん	
	36	朱舜水記念碑	本郷区向ヶ岡弥生町第一高等学校構内	舜水終焉の地として明治45年6月記念碑建つ	
	37	春日局墓地	本郷区竜岡町麟祥院	理想的の保母たりし春日局の菩提所	
	38	江戸時代の医学館址	浅草区向柳原町柳北小学校	明和2年5月奥医師多紀安元願により創設の民間医学校	
	39	加茂真淵翁懸居の址	日本橋区浜町	建物は現存せず、所在地近年探求す	
	40	甘藷先生墓地	荏原郡目黒村	済民の功ある青木昆陽の墓	
	41	加茂真淵の墓	品川区東海寺裏山	国学の大家の墓	
	42	千束池の史蹟	荏原郡千束村	勝海舟墓、南洲記念碑、日蓮上人袈裟懸の松等回顧の史料に富む	
	43	近藤重蔵石像	北豊島郡滝野川村正受院	北蝦夷探検の士。日本文明史に関する事蹟多し名士	
21	44	九段坂下蕃所取調所跡	麹町区九段坂下靖国神社付属地	牛が淵より雉子橋へ達する道を合わせて蕃書調所跡。安政三年設ける。後に護持院ヶ原に移り、開成所となる。帝国大学の前身にして、文明の声を上げし揺籃の地	○
33	45	木下順庵一門の墓	荏原郡堤傍村977番地河野重成邸	明治期に墓を改葬し、墓石を1ヶ所に集めた	木下順庵墓
24	46	一里塚	北豊島郡滝野川村大字西ヶ原	東西に二株の大榎あり、一里塚の史蹟たること疑いなし。本郷区東片町高崎屋酒店隣地に近時まで一里塚跡あり	○
	47	荒川堤の花	南足立郡荒川堤	里俗五色桜。三好博士も推賞す	
	48	小金井の堤	北多摩郡小金井村	前坂谷東京市長の頃より、市役所の保護あり。東京近郊の桜花の名所	
	49	多摩川上水記念碑	内藤新宿町、宮内省御料地御門前	玉川兄弟が上水に力を尽せし記念碑	
	50	井の頭池	北多摩郡牟礼村	家光狩猟の地。江戸時代の用水。公園と確定しますます風致を増す	
3		大蔵省構内史蹟	麹町区大手町1丁目	旧姫路藩酒井邸奥向き。御守殿（大蔵省旧門）、旧酒井家供待ち、奥庭に老梅、水盤、将門首塚、石灯籠、大椎、大椎朽木、樅あり	
4		和田倉外評定所並伝奏屋敷跡	麹町区大手町1丁目	和田倉門正面辺（旧辰口＝排水溝）。道路改正のため、評定所跡は不確定（佐久間長敬談による推定）	
6		小石川台町小学校運動場大椎	小石川区小日向台町	硯儒旧島田重礼邸跡	
7		北村季吟疏儀荘の跡	小石川区高田豊川町小布施新三郎他の所在地	疎儀荘は江戸名所図会に、松平大炊頭庭中にありとす。東京市史編纂主任塚越芳太郎の研究によって判明	
8		小石川伝通院墓地	小石川区表町	家康の母伝通院の法諱を寺号とす、前田綱紀の母清泰院の墓あり	
10		尾島硯宥邸の老桜	小石川区表町	伝通院旧学寮跡、老桜は枝垂れの彼岸桜、沙汰やみの桜と称す。現在は煤煙風雨のために枯腐し、形影惨	
11		小石川沢蔵稲荷社脇の棕櫚	小石川区表町	稲荷社は伝通院の僧沢蔵の婦依せし稲荷。棕櫚は東京市の保護樹にして、樹形すこぶる快感を与ふ	
12		雑司ヶ谷鬼子母神境内の大樹	北豊島郡高田村雑司ヶ谷	鬼子母神（法明寺境内）、大槻の並木	
13		芝公園大樹並史蹟		明治38年末公園14万6千坪、大公孫樹、山樟、西向観音堂、金地院観音堂、開山堂（安国殿）、経堂（慶長年間家康の寄付）、山門前松林	

A	B	名称	指定地	史蹟備考	B名称変更
16		大崎村池田公爵邸内史蹟	荏原郡大崎村	池田侯爵邸は5万坪の一大山林。老松、大椎	
18		伊藤圭介鼠巢窟の跡並遺愛樹	本郷区真砂町一四番地、男爵伊藤恭四郎邸	伊藤圭介書斎を鼠巢窟と称す。改築。九十九の老翁の植物学研究的音容を観るの感あり。和名「ゆりのき」あり	
19		徳川公爵邸内の記念物並老樹	麻布区飯倉町六丁目	旧米沢藩中屋敷。この上杉邸は吉良上野介殿中の事件以後、吉良実子上杉がここに吉良を匿った。邸内に老樹多し。松浦武四郎の記念室あり。関連資料あり	
25		銭瓶并道三両橋の跡	麹町区銭瓶町、道三町	明治43年11月道路改正のため、川を埋め、橋も毀され、題名の橋の欄干のみ。南葵文庫蔵品となる	
26		大石良金等切腹の史蹟	芝区三田町一丁目松方侯爵邸	旧松平隠岐守の中屋敷。庭中に大石主税以下の切腹せし跡あり。	
27		東禅寺境内の史蹟老樹	芝区下高輪町	英国公使オールコックの居館の寺。公使を襲った志士の刀痕玄関（旧方丈）にあり。公使が逃げ込んだ浴室は現在貸家となり、存在す。山門跡に老松	
28		楠家の大樟	本郷区弓町一丁目八番地楠邸	東京市中にて稀有の大樹。「電車道に近き所にて余命を保ちしは天幸と評す可し」。楠家は甲斐庄氏が明治以降改姓	
30		上野公園史蹟並老樹		旭の松、稚児の松、茗荷山の枯れ木「茗荷山の近傍は今より二十年前までは昼尚暗く提灯を用いて漸く通行したるほどなり。公園内…枯木をみる……やがて百年以上の樹はみること能わざるに至るべし」、大槻、勸学講院、その他碑文など	
31		日比谷公園内史蹟並老樹記念物		明治36年6月1日開園す。5万4,836坪。有楽門内大槻、大公孫樹（松本楼前）、老松（花壇中央、北隅築山半腹にあり）、姫の井戸（旧鍋島邸内、桜田御殿内殿中婦人用か、烏帽子岩、亀の子石、御成門石橋、発掘の石標4点、瓦14点。毛利家金箔瓦あり、明暦大火以前か	
32		池上本門寺境内史蹟並記念物	荏原郡池上村	稲荷社、日蓮上人廟所、狩野探幽墓、骨塔、日蓮上人寄り掛かりの柱（本行寺、入滅の時に寄り掛かった柱）、池上右衛門太夫宗仲夫妻の墓	
34		浅草観音境内の史蹟並老樹	浅草区浅草公園第1区	大公孫樹、経蔵（一切経は天和年間に炎上、経蔵のみ残る、尼僧、明治初年鎌倉八幡宮の一切経を50両にて購入し、浅草寺に寄贈	
35		浅草伝法院内記念物	浅草区浅草公園第3区	大槻並木、梵鐘、庭園、鬼瓦、大玄関（明治以前の建築）	
36		駒形堂	浅草駒形	馬頭観音を本尊とす。天慶年間の創建。禁殺碑（明治以後破却され、新たに建立）	
37		徳川伯邸内老樹並記念物	小石川区林町伯爵徳川達道邸	一里塚榎朽根（考証なし）、棕椶五本、楓、柳、石灯笼（小堀遠州の遺愛品と伝説す）	
39		絶江相生松	麻布区本村町二百三番地	市立絶江小学校庭にあり	
40		吉良上野介邸跡	本所区松坂町二丁目五番地	赤穂四十七士が襲撃の古跡。今は小稲荷社あるのみ。上野稲荷と称す。霊験在りと参詣者あり	
41		大槻如電邸内老樹	浅草区北富坂町二十五番地	大槻、俗に頼朝の腰掛と称す。板倉内膳正屋敷、島原屋敷と称される。後、分家八千石の板倉邸となる	
42		渋沢男爵邸内大樹	北豊島郡滝野川村	大柘植、飛鳥山の一隅、渋沢男爵邸の最老樹	
43		道灌山争杉	日暮里村	道灌の居宅跡。文化文政の頃、道灌山植物と称せられ、百余種の草木あり、本草学の研究に便あり。今は荒地となり、一勝地を失う。慶安年間由井正雪は争い杉辺にて軍儀を凝らすという。その時は一大森林なりし事も察するに足る	
44		警視庁	麹町区八重洲町一丁目	旧松平三河守（津山範上屋敷）。構内火の見櫓、表門土塀撮影す。十年後には、火の見も瓦塀も東京市中に容易に見ること能はざるに至らん	
45		羅漢蔵	浅草区蔵前片町六番地森山長之助方	鑄物師貞乗作の羅漢像を納めし蔵。羅漢像は鎌倉にあり。土蔵は天保年間大工、左官を救恤するために築造す。当時札差太田嘉右衛門の所蔵なり	

出典 A欄 内務省地方局編纂「都下における史蹟並天然記念物一斑」1911年（明治44）  
注1. 1911年(A)の番号、1915年(B)の番号はそれぞれ資料上に付された番号  
注2. B欄の番号のうち、50番までは、1915年当時東京府において標識を建てた史蹟  
注3. B欄の1から17の斜体太字は今後標識を建てるべき物  
B欄 「東京府下における史蹟及天然記念物の揭示に就いて」〔史蹟名勝天然記念物〕（1巻8号、1915年11月20日；1巻10号、1916年3月20日；1巻13号、1916年9月20日）  
注1. ～3. は「史蹟名勝天然記念物」1巻13号の戸川残花の記事による

り、由緒を知る古老の「談」によるとされるものなど、きわめて漠然として表現が採られている。

たとえば、表1のNo1 江川氏調練場（芝離宮内）について、次のような解説が付いている。多少長くなるが、当時のこうした動きが持つ雰囲気<sup>(17)</sup>の一端を感じ取るために、一部を引用する。

一 江川氏調練場

（芝区新浜町芝離宮御構内）

調練場は幕末の偉人、江川太郎左衛門英龍の創始に係る、江川家は世々徳川幕府の代官として伊豆、相模、駿河、武蔵等幕府直轄の地を支配せり、職禄は百五十俵なりと雖も、其の実収は高禄の旗下の士よりも多かりしといふ。其家系を尋ぬるに遠く鎌倉時代に出て代々男系を以て相続せり、英龍は実に家祖源親頼より三十六世に当り、坦庵と号す、夙に力を陸軍の兵事に致し、高島秋帆に師事し、後に江川流の砲術を創む、辺警海防の事に深く其心を注ぎしことは世の普く知る所なり

と、江川英龍の人物像を略述した上で、史蹟としての練兵場については、「此の練兵場は実に我国に於ける洋式練兵の嚆矢たり」として、松代藩主真田幸貫、川路聖謨、木戸孝允、黒田清隆など歴々たる入門者の紹介に及び、最後に、「此の練兵場の史蹟記念物としては今は唯老大の公孫樹一株あるのみ、樹は離宮御構内東北隅にあり」とする。つまり、もはや、史蹟はなく、公孫樹があるだけという現状が紹介されているのである。

因みに、史蹟名勝天然記念物保存協会の面々、会長徳川頼倫、徳川家達、坪井正五郎、伊藤篤太郎、目加田種太郎、角田真平ら10余名は、この冊子が4月発刊された1ヶ月後の5月27日にこの内務省地方局の候補案件を自動車<sup>(18)</sup>で巡っている。巡回した対象地は、まず、華族会館に集まり、日比谷公園の公孫樹の古木→日比谷門石垣→馬琴旧宅の井戸→切支丹坂→青山練兵場のナンジャモンジャ→儒者捨場（表1、B29）→小石川植物園（ここにて昼食）→前田侯爵邸→大蔵省→木下順庵墓→本門寺→狩野探幽墓の12箇所であった。このうちには、1915年段階までの候補案件の10箇所が含まれている。

さて、表1には、東京が前代の文化遺産を引き継いだはずではあったものの、それが消滅しつつある東京の街の現状が映し出されている。この段階で対象となる指定候補たる大名屋敷関連の史蹟、庭園、寺院、学者の墓など、前時代の遺産が急速に消滅し、破壊されていく現状は深刻であった。

表2 東京府の史蹟・天然記念物 候補（1911年 1915年）

項 目	1911年	1915年	共 通	計
樹 木	10	10	2	18
池		1		1
史蹟， 樹木	14	5	3	16
史蹟	13	30	8	35
史蹟なし	6	9	1	14
墓	2	7	1	8
寺		1		1
碑		4		4
合 計	45	67	15	97

（出典については表1参照）

だからこそ、こうした運動が展開される必然があり、そのことが「史蹟名勝天然紀念物」紙面でこれらの保護の必要性を訴える顕官の高説に説得力を持たせた。

1911年は45件、1915年の場合は同年に標識を付けられた50件とそれ以後標識候補とすべく挙げられた17件を含めた計67件である。このうち、双方に共通するものは15件、したがって、双方の合計112件から重複する15件を差し引き、この段階で、97件がなんらかの保護対策を講ずる必要のある候補として挙げられていることになる。

では、指定候補の文化財にはどのような傾向が窺えるのであろうか。今、理由文面から便宜的に判断して、簡単に分類すると、樹木、史蹟、墓、寺、碑、池となる。1911年の45件中、樹木及び史蹟に関わる対象は24件で、半数強を占める。これに対して、1915年の場合には、67件中、樹木と史蹟に関わるものは、15件に対して、史蹟のみのものが30件に増えている点が大きな違いである。ただし、この史蹟のうちには1911年の候補と重なるものが8件含まれている。明治期と大正期とも同一のものは5件である。ただし、樹木といってもほとんどが史蹟としての由緒を持つようなB欄No15首尾の松、No16江戸時代以来の名木、No25アーネスト・サトウが寄贈した桜並木、No33小石川植物園の大銀杏などである。したがって、史蹟・樹木とも重なる要素を持っている。

史蹟及び樹木を対象としたものについては、A欄の20和学講談所跡は当時土蔵一箇所のみで、旧玄関前にあたるところの檜の大木があるとされている。A29の小石川植物園の老樹という包括的な括り方がこの時期の特徴を現している。A6の善福寺大公孫樹もハリス縁の家屋は焼失し、残るは樹木のみという状態で、これに史蹟としての意義が重ねられている。

史蹟が当時すでに存在しないと明記するもののみを括ると、先に引用したA1の江川英龍の訓練場は公孫樹のみ残る、B7霞ヶ関址は史的確証なし、江戸時代の詩趣ある旧蹟を理由とする、B6基角の草庵址はその址「不明」とある。他の項目においても、摘記した内容に明らかなように、確たる場所が不明なものが挙げられている。こうしたものは当然のこと、前代の文化遺産であり、それが消滅していく現状が図らずも露呈された。なお、B欄の50までは戸川安宅の調査によるものであり、史蹟名勝天然紀念物保存協会会長徳川頼倫から1,000円の寄付金を以って「公札」が立てられ、保存物の位置と来歴をしめしたことが報告されている<sup>(19)</sup>。なお、現在の東京都の文化財のなかでは、この公札を建てて「標識指定」されたものが「旧跡」と称されている<sup>(20)</sup>（2003年段階）。

## 2 史蹟名勝天然紀念物保存法成立後の動向

史蹟名勝天然紀念物保存法は1919年4月9日、法律44号として成立する。施行は同年6月1日からであった。この成立過程については、すでにいくつか論考がある<sup>(21)</sup>。東京府においては、1919年4月の「史蹟名勝天然紀念物保存法」成立直前に成稿していた東京府『東京府史蹟』が6月に刊行された。これは題字を井上友一知事の揮毫、序言に史蹟名勝天然紀念物保存法に基づく台帳記載の案件であることが記され、78件の写真とそれぞれの由来を記され、末尾に史蹟所在地図と付録の「史的紀念物天然紀念物保存心得」と「史的紀念物天然紀念物勝地調査票記入心得」が付けられている。序言に記されている年月は1919年2月であるから、法律制定前にまとめられていたことになる。

序言は簡にして明瞭にこの間の経緯を伝えているので、引用しておこう<sup>(22)</sup>。

一、史蹟名勝天然記念物ノ闡明ハ學術上最モ重要ナルノミナラス、国民性ノ涵養上亦忽諸ニ付スヘカラサル事ナルヲ以テ、本府ハ夙ニ之カ調査ト保存トニ意ヲ致シ、大正四年十一月先ツ御大典ヲ紀念トシテ其ノ標識ヲ行ヒタリ、爾來之ヲ継続スルノミナラス、大正七年十月ニハ史的紀念物天然記念物勝地保存心得ヲ布告スルト共ニ、史蹟講演会及展覽会第一回ヲ開催シ、大正八年二月ニハ府下ノ史的紀念物天然記念物勝地ノ台帳ヲ編製スル事ニ着手シタリ、今ヤ其ノ調査ニ基キ本書ヲ公ニスルハ、史蹟遺物其ノ他紀念物ノ保存及愛護ノ精神ノ徹底ヲ期スルニ外ナラス

と、其の公刊の目的を述べる。

東京府においては、すでに史蹟名勝天然記念物の重要性に鑑み、調査と保存についての意を払い、大典記念を祝して、当該案件に標識を建てたこと、1917年には保存心得を公布して、啓蒙活動を行っていること、1919年2月には台帳作成に着手したことなど、簡潔ながら、経緯が述べられる。

ついで、編纂に従事した人物が明らかにされた。東京府学務課長羽田格三郎を中心に、囑託小田内通敏、囑託戸川安宅、学務属阿部叔吾、材料の選択、解説を大熊喜邦、内田貢二、白井光太郎、山中笑、大類伸、鳥居龍蔵、山口剛、芦田伊人、斉藤良太郎、井下清、島田一郎に依ったとしている。

序言に記された年月は1919年2月、刊行は6月であったが、法律制定直前であったことはすでに述べた。このことは東京府のこの史蹟天然記念物保存運動に関わった一群の人々の占める位置がどのようなものであったかを示唆している。1911年の場合といい、1919年の場合といい、国の動きに連動、より正確に言えば、先んじて東京府が動いていることは、府がこの法律制定に関するモデル地域たるべき位置づけがなされ、また、当然のことながら、内務省地方局と東京府の担当部署の双方に深い関係を有する人物の活躍が介在した結果である。このようにみれば、1919年6月刊行の『東京府史蹟』の内容は、史蹟名勝天然記念物保存法の成立を踏まえたものと解して差し支えないことになる。

さて、表3に挙げられている件数は74件、大樹などの天然記念物7件、名勝地6件であるから、残り61件が史蹟関連である。史蹟のうち江戸城、大名屋敷関連のものが9件、神社12件、寺院14件、墓2件などで約全体の半数を占め、この他これまで登場していない古文書2件も含まれている。新しい傾向は、37津波警戒の碑、38迷子の碑、24塗家造りの町並と土蔵の庶民生活に関わる史蹟や建造物、さらには、大国魂神社、分倍河原古戦場、滝山城址、高尾山薬王院、玉川上水路(小金井)、多摩川上流、西多摩郡氷川村の鍾乳洞など、郡部の史蹟、寺院、名勝地などに目配りがなされるようになったことである。しかし、ここにおいても、明治天皇聖蹟を含める動きが史蹟指定として表面に具体的に出てきてはいない。

### 3 関東震災以後—史蹟名勝天然記念物の震災調査

関東震災の大火で多くの文化財が焼失した。東京市は震災2年後の1925年(大正14年)、震災後焼失文化財の調査を行い、その結果を『東京の史蹟』として公刊した<sup>(23)</sup>。東京市長中村是公は、本書の序で、震災後の東京の復興には祖先が創造した史蹟・名勝及び年月を掛けて慈しんできた天然記念物を保存して、郷土への愛着や崇敬の念が生まれ出でる都市造りをする必要があると訴えている。本書が、この時期に出された史蹟・名勝関係の著作と異なる点は、関東大震災後の東京の復興

計画で、文化財に顧慮する余裕なく、都市造りが行われることへの強い危機感に溢れていることである。そして、震災前と震災後を比較して捉えられる写真が掲載された。和田倉門、大塚先儒墓所、松平定信の倒壊した墓石、震災後瓦礫で埋められる浴風園、湯島聖堂の焼失前と後、神田明神の焼失前と後など、いずれも一目で地震の強い破壊力に衝撃を受けるものばかりである。寄稿した三上参次、黒板勝美、荻野仲三郎、大熊喜邦、芳賀矢一、龍居松之助、三好学は、史蹟名勝天然紀念物保存協会の中心的メンバーでもあったが、東京が再生の都市計画をする際に、道路を通すからといって、簡単に既存の文化財を破壊しないよう力説し、文化財保存を踏まえた街づくりこそが復興

表3 東京府史蹟(1919年 東京府)

C	史蹟の名称	備 記
1	明治初年の江戸城址	富士見櫓、坂下門、和田倉門、大名屋敷の遺構など
2	外桜田門	江戸城見付のうち、冠木門の一例、旧形存す
3	日比谷門址	寛永4年建設、日比谷公園の入口に現存
4	東京帝国大学赤門	文政6年6月26日家斉の娘溶姫の降嫁の際に建てられる
5	閑院宮家門	赤坂見附内。松平出羽守上屋敷表門、10万石以上大名邸宅の門遺構
6	華族会館門	旧薩摩藩屋敷、俗称装束屋敷。番所左右を片瓦張海鼠壁は類例なし
7	高輪岩崎邸門	岡山藩主池田家上屋敷の表門。23年三菱地所に払い下げられ、高輪邸に移築される。34年現在地。諸侯上屋敷の旧観を保つ
8	外務省長屋	江戸の大名屋敷長屋は、形式上「腰下見張銅壁造」「腰下見張塗家造」「堅瓦張塗家造」の3種。黒田家上屋敷の長屋にして、「堅瓦張塗家造」に属す
9	神田橋内長屋	旧一ツ橋家の長屋にして「腰下見張塗家造」に属す
10	日枝神社	川越仙波にありしを、長祿3年太田道灌江戸紅葉山に勧請す。秀忠これを麴町元山王に移し、社殿を再建。明暦の大火にて消失。万治2年現在地に移る
11	聖堂	幕府に属した孔子廟。江戸時代における儒教の隆盛を語る貴重な遺物
12	上野東照宮	元和9年高虎拝領の下屋敷に東照宮を建てることとし、秀忠の許可により縄張りす。社殿寛永3年竣成、社殿の構造は権現造にして、大工頭鈴木修理、木原義久による。明治44年特別保護建造物となる
13	芝増上寺三門	元は貝塚村にあり、家康入城の時より菩提寺とす。今日存するは三門のみ。江戸時代初期の一大建築物
14	芝増上寺靈廟	靈廟は台徳院、文昭院、有章院存す
15	上野寛永寺五重塔	元東照宮所蔵、現在は寛永寺に属す。寛永16年焼失、同年再建、甲良豊後宗広、宗久の作。明治44年特別保護建造物
16	谷中天王寺五重塔	寛永20年11月感応寺住職日長の発願、正保元年7月竣工。寛政2年11月の再建
17	浅草寺本堂	最も古く、推古天皇の頃の創建とす。観音堂は五重塔と同じく家光の再建にして慶安2年落成す。鈴木修理、木原義久の縄張り。明治44年特別保護建造物
18	浅草公園西佛の板碑	鎌田三郎入道、西佛と号してこれを建つ。関東屈指の板碑
19	浅草公園六地藏の石灯籠	鎌田兵衛政清の建立という。明治維新後ここに移築。専門家の研究未完成
20	神田神社	聖武天皇天平年中創立と称す。元神田橋内にあり、慶長年中江戸城造営のため今の駿河台に移り、元和2年造営される。焼失。祭礼9月15日、山車は36。天明2年再建される
21	根津神社	根津須賀町にあり、創立不詳。太田道灌再建と伝えられる。現今建物は宝永3年12月再建される。境内つつじ、桜、紅葉の名所
22	亀戸神社	南葛飾郡亀戸町。寛文2年鎮座、享和2年の再建。八棟造りにて、大宰府天満宮を模す。1月24日、鷲替の神事行わる
23	市谷八幡神社	牛込区市谷八幡町。文明年間太田道灌江戸城擁護のため、鶴が丘八幡宮より勧請。真言宗東園寺に属す。慶長年間再建、家光より社領寄付あり
24	塗家造りの町並町屋並に土蔵	享保年間より幕府の援助にて防火家屋、江戸の烈風強雨のため屋根勾配急ならしめ、屋根の重量ます。特殊な形式を備えるにいたる。通旅籠町(町屋)、小舟町河岸・葺屋町(土蔵)写真
25	高輪泉岳寺四十七士墓	泉岳寺曹洞宗の三大寺のひとつ、明治元年11月特使を派遣して、勸語を与える

を確かなものにする」と説いた。情熱を掛けて進めてきた保存運動の面々の、破壊された史跡・天然記念物を目の前にした愛惜の念が文面に表われている。

また、東京市は、震災直前の1921年(大正10年)、1922年に『東京史蹟名勝天然記念物写真帖』1, 2輯を<sup>(24)</sup>発刊した。『東京の史蹟』では、この写真帖のデータに基づいて、国指定、府の標識指定の文化財340件とその他について調査し、被災状況を記した。寺社の焼失・倒壊は著しく、神社237社のうち83、寺院1,176のうち530寺が失われた。大木も焼失が著しい。表3'は同書に掲載された指定、仮指定、それ以外のものも含めた東京市の史蹟名勝天然記念物数とその被災件数を記

C	史蹟の名称	備 記			
26	大塚先儒墓地	小石川区坂下町、御馬を捨てし所にて馬棄場と称される。後、儒者の葬地となる。大正4年渋沢栄一ら、千儒墓地保存会を設ける	35	柳の井	参謀本部前、名水、「江戸名所図会」には「清冷なる甘泉」とあり。水道の利用とともに廃れる
27	西ヶ原貝塚	当時民衆の食残せし貝塚の堆積せる貝塚なり	36	桜の井	参謀本部前、名水、「江戸名所図会」には「清冷なる甘泉」とあり。水道の利用とともに廃れる
28	芝公園貝塚	当時民衆の食残せし貝塚の堆積せる貝塚なり	37	光円寺の大公孫樹	小石川区久堅町。行基開基という。樹齢千年という
29	芝公園丸山の大古墳・古墳群	東京市の高台に古墳多数存す。曲玉管玉刀剣出土す	38	善福寺の大公孫樹	麻布区山元町。空海の創建という。樹齢千年という
30	待乳山	真土山と書き、浅草区聖天町にあり、観音を本尊と崇。平地に孤立せる小丘なれば、往古本所辺海面なりし頃は当山を沖より入る船の目標とす	39	市内最初の並木	大久保内務卿、万国博覧会に派遣された津田仙の建言により、街路並木を植える。樹種は「にはうるし」または臭椿という。内務省裏門の並木は市内最初の並木
31	水神の森	隅田川神社。隅田川の左岸に臨み、水神船霊の二神を祀る。昔は奥州街道にあたり、隅田宿ありという。在原業平が都鳥を詠みし所もこの辺ならん	40	西ヶ原一里塚	徳川家康五街道を定め、秀忠一里塚を設ける
32	切支丹屋敷址	小石川区竹早町。切支丹坂を下り、庚申橋(古の獄門橋)を渡りたる所にあり。周囲20間四方のたかさにて一丈二尺の石壁を巡らし、中には牢獄、倉庫、番所、井戸などあり。その後変遷、分割され、キリスト教青年会寄宿舎、その他となり。大正6年横浜スパンネル氏建碑を寄付したり	41	王子神社	北豊島郡王子町。社伝によれば、紀伊の熊野神社を勧請すと。元享年間は若一王子宮と称す、後王子権現と唱える。北郊屈指の勝地
33	津波警戒の碑	深川須崎弁天祠前、深川平富町二丁目河岸の3箇所、碑文には「寛政3年波あれの時家流れ人死するもの少なからず是によりて西は入舟町を限り東は吉祥時前にいたるまで凡長285間余の間家居を払ひあき地になしをかるものなり 寛政3年甲寅12月 葛飾郡永代浦 築地」文は屋代弘賢の手に成れるもの	42	飛鳥山の碑	滝野川町に属す。眺望広闊。明治6年東京市の公園となる。飛鳥山の碑は王子権現の別当の建立。当時の文人墨客を喜ばしめる
34	迷子の碑	日本銀行前にて日本橋区北鞘屋町より西河岸の間の一石橋脇にあり。安政4年2月建て。町人の自治の発達を推し得べし	43	静勝寺の遠望	北豊島郡岩淵町稲付の静勝寺は、太田道灌築城の跡地。道灌の死後城が頽廃。僧が草庵を結び道灌寺と名づけ、後に寺号を改める
			44	太田道灌像	北豊島郡岩淵町稲付の静勝寺は、太田道灌築城の跡地。道灌の死後城が頽廃。僧が草庵を結び道灌寺と名づけ、後に寺号を改める。太田氏の一族集まり、道灌の供養。道灌像あり
			45	大宮八幡神社	豊多摩郡和田堀の内和田。社伝におれば、御冷泉天皇の天喜年間源頼義本社を勧請す。天文年中焼失。境内6万坪。植物の種類多く、本草学者岩崎源蔵はこの境内にて武蔵野植物の研究地とす。「武江産物誌」には植物30種を掲げる

した。当然のことながら、火災で焼失し被害の大きかった地域ほど、震災の打撃も大きいことは数字上にも明らかである。

さて、こうした現状に対する政府の対応策が打ち出された。震災4ヶ月後の1924年(大正13年)1月19日、内務大臣官房地理課長より宇佐美東京府知事宛に出された標識仮指定の指令の理由は、文化財被災後の緊急事態を物語る。

別記ノ史蹟ハ急速指定スルコトヲ要スルモノニ之アルヘクト存セラレ候処史蹟名勝天然紀念物調査会ハ近く開会ノ運ニ至リ兼候ニ付テハ東京市長ト御打合ノ上貴官ニ於テ仮ニ指定セラレ候様致

C	史蹟の名称	備 記			
46	「武江産物誌」の一部	豊多摩郡和田堀の内和田。社伝におれば、御冷泉天皇の天喜年間源頼義本社を勧請す。天文年中焼失。境内6万坪。植物の種類多く、本草学者岩崎源蔵はこの境内にて武蔵野植物の研究地とす。「武江産物誌」には植物31種を掲げる	55	谷保神社	北多摩郡谷保村。延喜元年菅原道真大宰府に左遷の時その子三郎道武多摩郡分倍庄に配せられ、父の死を聞き、像を刻して朝夕奉ず。神領13石5斗を賜う。社殿の狛犬、勅額などあり
47	本門寺仁王門	荏原郡池上村池上。日蓮入寂の地。境内6万8千坪。全山古杉老松を以って覆われる。文永11年領主池上右衛門宗仲が邸を寺とす。門前の石階は慶長年間加藤清正の寄進	56	武田信玄軍船模型	南多摩郡八王子上野の信松院は武田信玄六女新館尼の開基。天正10年武田氏滅亡後この地に来る。宝物に信玄の軍船、持佛の不動明王など
48	本門寺五重塔	慶長12年秀忠の乳母正心院の本願により建立。明治44年特別保護建造物に指定	57	普濟寺	北多摩郡立川村南端にあり。武蔵七党の一ここに城を構え、立川宮内太夫宗恒と称す。鎌倉建長寺より開祖を迎える。寺奥庭に六角古塔あり。六面に仁王、四天王を刻す。大正2年国宝となる
49	深大寺	北多摩郡神代村。御朱印50石の古刹。寺伝によれば、天平の開基。天正年間中興	58	高幡金剛寺	南多摩郡七生村。新義真言宗の道場にして別格本山。境内に不動堂、不動明王坐像あり、明治25年鑑査状交付あり。建武2年の暴風雨により転倒し、修復
50	大国魂神社表門	北多摩郡府中町。境内面積1万6千坪。社伝によれば、主神は武蔵大国魂大神、武蔵総社。明治4年大国魂神社と改める。櫻並木は源頼義が苗木千本を献上した例にならい、家康が神領500石を寄進。慶長11年本殿、拝殿を造営、正保3年ことごとく焼失。寛文7年再建	59	碑文谷園融寺本堂	荏原郡碑文谷にあり。仁寿3年の創建と唱えるが明らかならず。南北朝前後に属するものなるべし。明治44年特別保護建造物に指定さる。府下最古の建造物
51	国府の址	北多摩郡府中町、建長寺末寺高安寺あり	60	大悲願寺	西多摩郡横沢。建久2年源頼朝大壇越となり、造立せしめたる真言の道場。足利氏満の帰依を受け、永代修堂料20石を受ける。元禄8年の講堂・庫裏現存す。伊達政宗の書状を蔵す
52	善明寺鉄佛	元大国魂神社境内にあり。鎌倉期の鉄仏の鑄造は珍とすべし。大正2年胎内仏とともに国宝に編入	61	伊達政宗白萩所望状	西多摩郡横沢。建久2年源頼朝大壇越となり、造立せしめたる真言の道場。足利氏満の帰依を受け、永代修堂料21石を受ける。元禄8年の講堂・庫裏現存す。伊達政宗の書状を蔵す
53	国分寺	北多摩郡国分寺村。境内2,420坪。天平19年創建。元弘年間の兵災にかかり、焼失。礎石あり。仁王門の仁王は雲慶作。国宝指定の木造業師如来安置す	62	御岳神社	写真4点(神社近景、宝物鑑4着)のみ。説明脱落
54	小野神社	南多摩郡西府村本宿。古きこと大国魂神社に勝ると称される			

度候

と要請をしている。下線(引用者)を付したところに明らかなように、史蹟等の指定に関わる委員会を開くことが出来ない状態としている。この緊急事態において、東京府の指導によって、東京市が必要な措置を取るよう指示した。

これを受け、2月5日の東京府告示を以って、表4にみる史蹟85件、天然記念物4件が仮指定された。史蹟85件のうち、品川砲台、井戸(馬琴住居址、大正天皇産井)、迷子石標2、古墳・塚2、高輪木戸址、常盤橋門・橋、華族会館門(旧薩摩藩邸門)の10件を除く残り75件はすべて墓

C	史蹟の名称	備 記			
63	久米川合戦場	北多摩郡東村山村久米川。鎌倉と上州との間を通ずる鎌倉街道に当たる。元弘3年新田義貞上州より南下し北条高時の将と入間川にて戦い、敗退す	71	多摩川上流	源を甲州丹波山に発す。西多摩郡、秋川に合し、北多摩南多摩二郡を出入し、荏原、橋樹二郡を流れ、東京、神奈川県の境をなす
64	分倍河原古戦場	府中町分倍の地。高安寺の南涯より多摩川に至る間をいう。往時は多摩川の砂礫の河原なりし。首塚、胴塚、千人塚などの付近に散在するはしばしば戦場となりしことを証す	72	鐘乳洞	西多摩郡水川村日原川の上流の山中にあり
65	滝山城址	南多摩郡加住村高月。秋川の多摩川に合する所。天文年間木曾義仲の後裔大石定重ここに城を築く。永禄12年信玄この城を攻略撰と激戦し陥ること能はず	73	小金井の桜	帝都の桜の名所。約2里10丁、玉川上水路の縁に植えられたる桜並木。期限は承応2年。樹種は諸国より集めたものが、いずれも山桜にて、三好博士の調査終えたるもの100種
66	高尾山薬王院	南多摩郡浅川村上栢田。全山檜、松、杉などの巨木鬱蒼天を摩す。山頂に薬師佛の古道場、薬王院有喜寺あり。飯綱権現は永和年間の勧請にして一山の守護たり	74	荒川堤の桜	埼玉県より府下向島に続ける荒川堤の桜。南足立郡江北村村長は英断を以って、巢鴨の植木屋高木孫右衛門の収集せる70余種を植えた。しかるに荒川改修工事のため堤桜の名残とどめるもの52種に減じたるは惜しむべし
67	井の頭池	北多摩郡武蔵・三鷹の二村の間にあり。面積1万4千坪。地下水の湧出。池畔に大盛寺弁才天堂あり。大正2年東京市の郊外公園となれり	出典「東京府史蹟」(東京府蔵版 洪洋社 1919年6月発行、1922年4月三版)		
68	神田上水旧関口洗堰	井の頭池の水は善福寺と妙正寺池との流末を合わせ、神田上水の源水。流下5里。現在の堰は天明6年に作られたるもの。明治43年洗堰の上流洪水の災を蒙るにより、東京市は門扉を設け、水位調節の改築をしつつあり			
69	玉川上水路(小金井)	東京市の水道の源水。西多摩郡羽村より分水し、豊多摩郡に入り、今は淀橋町浄水場にて沈澄濾過、これを全市に配水す。元は内藤新宿大木戸より芝区虎ノ門に掛かる			
70	水道碑	水道碑は明治29年大木戸に建立される			

石である。要するに、墓石は焼失することもなく、残存率が高かったのであろう。しかも、他のものにくらべれば、修復は比較的容易である。

震災後の文化財対策をどう評価するかは難しいが、震災による文化財の喪失著しいなかで、『東京の史蹟』に寄稿した史蹟名勝天然記念物協会の委員の復興事業のなかでの文化財消滅への危惧が現実のものとなっていったと推定される。

## ②……………明治天皇聖蹟指定

### 1 明治天皇聖蹟指定・前史

明治天皇聖蹟は、史蹟名勝天然記念物保存法第一条に基づき、1933年11月2日文部省告示313号を以って、指定された。これ以前に指定された明治天皇聖蹟は北海道森行行在所（1922年11月2日）と広島大本営（1926年10月20日）の2件のみである。東京府、東京市の史蹟は登場していない。したがって、375件の聖蹟指定は昭和8年以降の指定に掛かるものである。

では、1933年以前に明治天皇の史蹟を世に周知させ、顕彰しようとする動きはなかったのだろうか。それは、すでに、運動としては存在していた。雑誌「史蹟名勝天然記念物」1巻1号から、戸川安宅による「先帝御遺蹟しらべ」（1巻5号以降「明治天皇御遺蹟」）なる記事が連続掲載され、各県の明治天皇巡幸に関わる遺蹟調査が行われていた。今、その掲載号と調査対象県を表5に掲げておく。

表3 東京市史蹟名勝天然記念物震災調査

区	史蹟	震災	名勝	震災	天然記念物	震災	計( )内被災件数
麹町	17	3	5		6	1	28 (4)
神田	9	6	4				13 (6)
日本橋	16	6	1				17 (6)
京橋	15	2	6				21 (2)
芝	56	5	3	2	6	1	65 (8)
麻布	22		2		4		28
赤坂	19		1		3		23
四谷	13						13
牛込	14		3		3		20
小石川	34		8	1	10		52 (1)
本郷	34	3	3	1	4	1	41 (5)
下谷	48	7	3		7	1	58 (8)
浅草	76	21	2	2	2	2	80 (25)
本所	28	13	4	1	2		34 (14)
深川	32	11	2	1	1		35 (12)
市外	3		2				5
合計	436	77	49	8	48	6	533 (91)

(出典：『東京の史蹟』260頁 東京市史蹟名勝天然記念物一覧表 震災欄は同書の調査のうち「焼失」とされたもの。)

表4 東京府 史蹟名勝天然紀念物仮指定目録(1924, 1925年)

no.	名 称	所 在 地	仮 指 定
1	品川砲台(第三及第六)		告示44号
2	滝沢馬琴宅址ノ井戸	麹町区飯田町二丁目 滝沢内	告示44号
3	菊ノ井(今上陛下御産井)	麹町区日比谷 平ノ家内	告示44号
4	一石橋迷子しらせ石標	日本橋区一石橋際	告示44号
5	酒井抱一墓	京橋区築地本願寺内	告示44号
6	大久保彦左衛門墓	芝区白金三光町立行寺内	告示44号
7	杉田玄伯墓	芝区西久保巴町天徳寺中栄閑院内	告示44号
8	荻生徂徠墓	芝区三田豊岡町長松寺内	告示44号
9	英一蝶墓	芝区二本榎町承教寺顕乘院内	告示44号
10	榎本其角墓	芝区二本榎町上行寺内	告示44号
11	松平治郷夫妻墓	芝区西久保巴町天徳寺	告示44号
12	井上金峨墓	芝区愛宕町青松寺ない	告示44号
13	佐藤一斎墓	麻布区六本木町深広寺	告示44号
14	塙保己一墓	四谷区寺町愛染院内	告示44号
15	河村瑞賢墓	四谷区旭町天竜寺内	告示44号
16	山縣大弐墓	四谷区舟町全勝寺	告示44号
17	林家墓地	牛込区山伏町	告示44号
18	関孝和墓	牛込区弁天町浄輪寺	告示44号
19	山鹿素行墓	牛込区弁天町宗参寺	告示44号
20	牛込氏墓地	牛込区弁天町宗参寺	告示44号
21	滝沢馬琴墓	小石川区茗荷谷町深光寺	告示44号
22	太田南畝墓	小石川区白山前町本然寺	告示44号
23	屋代弘賢墓	小石川区白山前町明清寺	告示44号
24	春日局墓	本郷区竜岡町麟祥院内	告示44号
25	高島秋帆墓	本郷区東片町大園寺	告示44号
26	三宅観瀾墓	本郷区東片町竜光寺	告示44号
27	栗山潜峰墓	本郷区東片町竜光寺	告示44号
28	緒方洪庵墓	本郷区蓬萊町高林寺	告示44号
29	太宰春台墓	下谷区谷中坂町天眼寺	告示44号
30	北村季吟墓	下谷区池之端茅町正慶寺	告示44号
31	蒲生君平墓	下谷区谷中坂町臨江寺	告示44号
32	川路聖謨墓	下谷区池之端七軒町大正寺	告示44号
33	大久保主水墓	下谷区谷中北三崎町瑞輪寺	告示44号
34	小野蘭山墓	浅草区田原町誓願寺	告示44号
35	平賀鳩溪墓	浅草区橋場町総泉寺	告示44号
36	玉川庄右衛門・清右衛門墓	浅草区松葉町聖徳寺	告示44号
37	荷田在満墓	浅草区高原町金龍寺	告示44号
38	石川雅望墓	浅草区黒船町	告示44号
39	清水浜臣墓	浅草区東本願寺中善照寺内	告示44号
40	梅田雲浜	浅草区松葉町法禅寺内	告示44号
41	伊能忠敬墓	浅草区北清島町源空寺内	告示44号

42	谷文晁墓	浅草区北清島町源空寺内	告示 44 号
43	幡随院徴兵衛墓	浅草区北清島町源空寺内	告示 44 号
44	浅草迷子しらせ石標	浅草区浅草寺仁王門前	告示 44 号
45	六地藏石灯籠	浅草公園	告示 44 号
46	西仏板碑	浅草公園	告示 44 号
47	細井平洲墓	浅草区柴崎町天岳院内	告示 44 号
48	高橋東園墓	浅草区北清島町源空寺内	告示 44 号
49	亀田鵬斎墓	浅草区今戸町称福寺内	告示 44 号
50	杉山和一墓	本所区林町弥勒寺内	告示 44 号
51	浅川善庵墓	本所区新小梅町常泉寺内	告示 44 号
52	安積良斎墓	本所区番場町妙源寺内	告示 44 号
53	加藤千蔭墓	本所区两国回向院内	告示 44 号
54	岩瀬京伝墓	本所区两国回向院内	告示 44 号
55	岩瀬京山墓	本所区两国回向院内	告示 44 号
56	明暦大火災死者供養碑及仏像	本所区两国回向院内	告示 44 号
57	橋守部墓	本所区向島長命寺	告示 44 号
58	松平定信墓	深川区霊岸町霊岸寺内	告示 44 号
59	村田春海墓	深川区仲大工町本誓寺内	告示 44 号
60	式亭三馬墓	深川区霊岸町雲光院内	告示 44 号
61	津波警告碑	深川区平久町（此度焼失）	告示 44 号
62	間宮林蔵墓	深川区霊岸町浄心寺内	告示 44 号
63	お玉ヶ池	神田区松枝町 23	告示 44 号
64	華族会館旧薩摩装束屋敷門		告示 44 号
65	高輪大木戸址		告示 44 号
66	観智国師墓	芝区芝公園地 25 号	告示 254 号
67	浄嚴律師墓	下谷区池端七軒町 70	告示 254 号
68	徳本行者墓	下谷区上野桜木町	告示 254 号
69	葛飾北斎墓	浅草区永住町 44	告示 254 号
70	勝川春草墓	浅草区南元町 50	告示 254 号
71	妙亀塚	浅草区橋場町 197ノ1（地積 107 坪）	告示 254 号
72	丸山古墳	芝区芝公園地	告示 254 号
73	常盤橋門址及常盤橋	麹町永楽町二丁目	告示 254 号
74	沢庵和尚墓	荏原郡品川町北品川宿 289（地積 34 坪）	告示 254 号
75	加茂真淵墓	荏原郡品川町北品川宿 289（地積 62 坪）	告示 254 号
76	服部南郭墓	荏原郡品川町北品川宿 289（地積 8 坪 75）	告示 254 号
77	祐天上人墓	荏原郡目黒町中目黒 1063（地積 21 坪）	告示 254 号
78	青木昆陽墓	荏原郡目黒町下目黒 664	告示 254 号
79	狩野探幽墓	荏原郡池上村下池上 109（地積 48 坪 05）	告示 254 号
80	細井広沢墓	荏原郡玉川村等々力 259	告示 254 号
81	小塚原志士墓所	北豊島郡南千住町千住南 941（地積 16 坪）	告示 254 号
82	栄松院ノ権	本郷区蓬萊町 54	告示 254 号
83	善福寺の銀杏	麻布区山本町 30	告示 254 号
84	根岸御行ノ松	下谷区中根岸町 57	告示 254 号
85	御岳神代櫓	西多摩郡三田村御岳円山 248	告示 254 号

\*印は「明治天皇聖蹟」にあり、1948年6月29日『官報』指定解除命令には載せられていないもの。

\*出典：『官報』明治天皇聖蹟8輯(1935年3月)、9輯(1936年3月)、10輯(1937年3月)、11輯(1938年3月) 史蹟名勝天然記念物目録(文部省)

表5 「史蹟名勝天然紀念物」紙上掲載の明治天皇遺蹟調査(1914年～1917年)

巻号数(発行年月日)	摘記
1-1 (1914. 9)	神奈川県以下16件の天皇遺蹟調査報告
1-2 (1914. 11. 20)	東京府以下19県の天皇遺蹟調査報告
1-3 (1915. 1. 15)	「みゆきのあと」東京府における天皇行幸、駐輦年表(明治元年から明治23年)
1-4 (1915. 3. 20)	「みゆきのあと」東京府における天皇行幸、駐輦年表(明治24年から明治45年)
1-5 (1915. 5. 20)	「明治天皇御遺蹟」神奈川県明治元年駐輦以後、年表、写真2点
1-6 (1915. 7. 20)	「明治天皇御遺蹟」群馬県行在所、臨幸地、写真
1-7 (1915. 9. 20)	「明治天皇御遺蹟」栃木県行在所、臨幸地、写真
1-8 (1915. 11. 20)	「明治天皇御遺蹟」奈良県明治41年陸軍演習行幸、写真2点
1-9 (1916. 1. 20)	「明治天皇御遺蹟」愛知県明治元年東幸駐輦、写真2点
1-11 (1916. 5. 20)	「明治天皇御遺蹟」静岡県明治元年東幸駐輦、明治11年行幸地図1点
1-13 (1916. 9. 20)	「明治天皇御遺蹟」長野県明治11年北陸巡幸、13年行幸写真1点
1-15 (1917. 1. 20)	「明治天皇御遺蹟」岐阜県明治11年北陸巡幸、資料散逸多し、写真1点
1-16 (1917. 2. 20)	「明治天皇御遺蹟」岩手県明治9、14年行幸
1-17 (1917. 3. 20)	「明治天皇御遺蹟」岩手県明治9、14年行幸、写真1点
1-18 (1917. 5. 30)	「明治天皇御遺蹟」広島県明治18年行幸、27年日清戦争大本営、写真2点
1-20 (1917. 6. 25)	「明治天皇御遺蹟」鹿児島県明治5年行幸、大正元年行幸記念碑写真1点
1-20 (1917. 6. 25)	「明治天皇御遺蹟」青森県明治9年行幸
1-23 (1917. 9. 25)	「明治天皇御遺蹟」香川県明治5年行幸
1-24 (1917. 10. 30)	「明治天皇御遺蹟」岡山県明治43年陸軍特別大演習、写真2点
1-26 (1917. 12. 20)	「明治天皇御遺蹟」福井県明治11年北陸巡幸

戸川安宅による「先帝御遺蹟しらべ」は「史蹟名勝天然紀念物」1巻1号の会長徳川頼倫の「祝福と翼望」と題する本誌発刊の意図が述べられた後に続いて掲載された。そこで、明治天皇の遺蹟に対する史蹟名勝天然紀念物としての位置づけが述べられている。

以下にその要点を摘記しておく。

- ① 明治天皇遺蹟の保存は史蹟名勝天然紀念物協会におけるもっとも重要な事業の一つである。
- ② 協会は各道府県の長官に、各地方の巡幸、大本営駐輦、行在所の遺蹟について、写真、関連資料を収集し、調査することを依頼した。ほとんどの地方機関から写真の寄贈を受けた。
- ③ 収集した情報をすべて列挙し、概要を記す。

というものであり、1巻1、2号を以って情報を寄せた36県が資料到着順に掲載された。

なお、各道府県への調査依頼は1912年(大正元年)10月末、つまり、明治天皇の死去(7月30日)3ヶ月後には早くも着手されたこととなる。

1巻3号以下には順次、各道府県の概要が掲載された。最初は、戸川自身が編んだ3、4号の東京府における1868年から1912年までの行幸年表である。委嘱を受けて3年を経過した段階のまとめである。戸川自身がその序言において語るところによれば、1912年の冬からこの仕事の委嘱を東京市市長から受けたという。したがって、戸川に対する明治天皇遺蹟調査の任命は、各道府県への調査依頼と同時であったこととなる。しかも、全国の明治天皇遺蹟調査の「史蹟名勝天然紀念物」

紙上での報告はすべて戸川安宅の執筆に掛かる。戸川の役割は東京市の史蹟調査のみを委嘱されたわけではなく、恐らく、全国の明治天皇遺蹟調査の取りまとめ役を担っていたと推測される。だからこそ、東京府における調査が全国へ範を示すよう位置付けられていた<sup>(26)</sup>。

戸川によれば、東京府の場合には、行幸年月日を調査し、その址を撮影させたという。1873年(明治6年)の皇居炎上については資料が極めて少なく、調査に苦労したことが述べられている。したがって、内容は暫定的であることを証明するように、4号では、閲読者からの情報提供により、1879年(明治12年)上野公園行幸の時に15区へ7万円の下賜金があったことなどの補足事項が掲載されている。また、各府県の調査も精粗区々であるところから、この段階では、まず遺蹟の現状調査が第一の目的であり、調査がなければ、調査を促し、まずは明治天皇遺蹟保存の社会的環境を整えようとする意図が込められていた。ただちに保存というような拙速は、関係者の念頭になかった模様である。しかしながら、明らかに明治天皇遺蹟に関する関心を喚起した。

この動きが地方においてどのような影響を及ぼしたのか、興味深い数値が挙げられている。新潟県における明治天皇北陸巡幸を分析した滝沢繁は、聖蹟保存状況にも論及し、39件の新潟県聖蹟の建立は、明治期に9基であるのに対し、大正期は22基であること、1924年段階の行在所などの保存は立札はあるものの、建物などは6割が解体、焼失などで現存していないと紹介している<sup>(27)</sup>。

なぜ、1933年になって遺蹟を聖蹟とし、聖蹟指定が具体化するの、いうまでもなく、史蹟名勝天然記念物保存法によるが、この法律により聖蹟指定が全国で爆発的に増加する背景のひとつには以下のようなことがあるだろう。

この間、東京においては、関東大震災(1923)によって、大半の史跡、天然記念物が焼失し、明治天皇関連史跡の保存運動は大幅に頓挫する。また、この運動を積極的に進めてきた戸川安宅は大正13年(1924)に死去した。そして、大正天皇の死(1926)が介在する。この間の運動体、人物の系譜関係については、不明なことが多いが、戸川とは異なるところから、具体的な動きが展開する。なお、戸川は、史蹟名勝天然記念物保存協会の機関紙たる月刊雑誌「史蹟名勝天然記念物」の編集発行人を第1巻(1914)～第3巻(1919年)を勤めた。その後1920年1カ年の休刊を経て、第4巻(1921年)～第6巻(1923年)5号までの編集発行人は国府種徳が勤めたが、暫時廃刊となる<sup>(28)</sup>。そして、1926年雑誌の体裁もB5版に改め、第1集1号として再刊される。この間、対象たる文化財の焼失、人的、経済的打撃もあり、必ずしも、再刊以前と同じ人々による運動支援があったわけではないと推定される。少なくとも、明治天皇史跡指定については、運動を推進する人脈に断絶がある。

戸川死去後、明治天皇史跡の史蹟名勝天然記念物保存法に基づく指定の最終的調査の整備は、明治天皇聖蹟保存会(侯爵西郷従徳会長、1930年設立)<sup>(29)</sup>が中心となった。このことは、「史蹟名勝天然記念物」第8集1号に、保存会会長西郷従徳が「明治天皇聖蹟の保存に就て」と題する巻頭論文に述べているところから明らかになる。聖蹟保存会を1930年に結成して以来、聖蹟保存に向けて努力してきた足跡を縷々述べ、今回国家の事業として指定に至ったことの意義を開陳しているからである。そのなかで、「実は国家事業として之が行はれると云ふことは先年一寸耳にしたことがあったが、如何なる訳合かその話は立消えになった」と事情説明をしている<sup>(30)</sup>。ここでいう「先年」とは、1915年に戸川安宅が着手した全国の聖蹟調査である。この文脈から推して、戸川亡き後、戸川の

人的系譜に直接繋がらないところで、再び明治天皇関連史跡の国家的管理、すなわち聖蹟化の動きが活発化したと推測される。ここで、西郷は明治神宮造営（1920）、外苑造営（1926）、伝記編集事業完成予定（1934）と続々顕彰事業が進捗するなかで、ひとり聖蹟保存のみが取り残されたといっている。だから、今着手しなければならないと力説する。

この段階には、史蹟名勝天然記念物保存協会誌上で称されていた戸川時代の「明治天皇御遺蹟」は、明治天皇聖蹟と称されるようになった。この経緯の詳細はなお不明だが、遺蹟でなく、神性を強く意識させる「聖蹟」という名称への推移が行われた。この点に、明治天皇聖蹟が、史蹟名勝天然記念物保存法のなかでも特別な位置を占めていたことが象徴的に示されている。

## 2 明治天皇聖蹟の指定

明治天皇聖蹟保存会は1933年、憲法発布50年記念として『明治天皇行幸年表』を<sup>(31)</sup>発刊した。この序文によれば、明治天皇は治世40余年の間、全国に行幸し、その数は千数百箇所に及んだ。その聖蹟は保存されたものもあるが、荒れるに任せた状態のものもあり、「今にして顕彰の途を講ずるにあらざれば、終に湮滅に帰する憂なきを保し難きものあり」として、これらを保存することが「民心を作興し、忠愛の士気を涵養する上に」<sup>(32)</sup>もっとも緊要なことであり、1930年（昭和5年）以降同志を募って保存会を設立したとする。この著者矢吹活禪は、1933年当時、雑誌「史蹟名勝天然記念物」の編集・発行人でもあったところからすれば、明治天皇聖蹟保存会は、事実上、史蹟名勝天然記念物保存協会の運動の中核的存在となっていたことになる。1928年（昭和3年）に史蹟天然記念物保存の所轄が内務省から文部省宗教局保存課に移管されるが、それに伴い、保存協会の事務局も同課に移転している。

さて、そこで、法律に基づいて指定される対象はどのように選定されたのかということになる。

史蹟名勝天然記念物保存法に基づいて指定された全国の聖蹟を指定解除の資料などに基づいて集計すると、表6のようになる。

各県別の指定対象の内訳を、表7に示した。各県ごとの傾向を一覧しておく。まず、圧倒的に指定史跡が多いのは新潟県の48件、続いて長野の22件、15件以上の指定を受けたのは福島、栃木、東京、福井、愛知、滋賀の6県であった。滋賀、福井を除いて、聖蹟の多数存在した県は圧倒的に東日本に偏在している。交通路の未整備を主たる理由にして巡幸のなかった四国、山陰の各県を除き、西日本では総じて明治天皇関連の指定史跡が少ない。これは、当然のことながら、明治天皇巡幸のあり方が反映された結果である。

続いて、指定年月日別にみると、1933年の指定が108件で全体の約3割弱、続いて1934年（昭和9年）が70件（19%）、1935年（昭和10年）が51件（14%）、1936年（昭和11年）が47件（12%）、1937年（昭和12年）が51件（14%）である。大半が1933年から1937年の間に指定された。しかし、わずかではあるが、北海道森行行在所の1922年（大正11年）指定、あるいは日清戦争時に広島大本営行幸の事績を1926年（大正15年）に史跡指定などがあることはすでに述べた。これらは、明治天皇聖蹟問題が史蹟名勝天然記念物保存法に基づき、各県で調査がなされる以前に指定されたものである。また、GHQ占領下における指定解除令直前の1948年（昭和23年）1月に指定された山梨県中初狩小休所の例なども含まれている。

表6 明治天皇聖蹟 県別指定解除件数 (1914年～1917年)

県名	総件数	1933.11.2	1934.11.1	1934.11.11	1935.3.26	1935.11.2	1936.7.2	1936.11.2	1937.7.3	1937.12.15	1939.9.7	その他
北海道	5	4										1 (1922)
青森	6	3	2									1 (1937)
岩手	2	1									1	
宮城	10	2	3			2						3 (1936～44)
秋田	9	3	4				2					
山形	12	2	3			3	3			1		
福島	15	1	6			6	1			1		
茨城	10	4			4	1						1 (1942)
栃木	18	3	2					7		1	3	2 (1944)
群馬	7	2		4								1 (1941)
埼玉	7	3				1						3 (1940～41)
千葉	11	2	2		1		2					4 (1937～42)
東京	15	9	3			1						2 (1937～41)
神奈川	4	2			1		1					
新潟	48	1	2		3		1	7	31			3 (1937～43)
富山	12	3	3						2		1	3 (1938～43)
石川	6	2	2									2 (1940～44)
福井	15	2	4					7				2 (1940)
山梨	7	2				3						2 (1944～48)
長野	22	3	4	1		2						12 (1937～44)
岐阜	12	5	3			4						
静岡	11	7				3		1				
愛知	18	7	2		4	1	4					
三重	9	3					1			4		1 (1942)
滋賀	19	4	4			9		2				
京都	6	1	3					1	1			
大阪	7	6							1			
兵庫	12	4	7		1							
奈良	4	4										
岡山	9	4	1					4				
広島	4		1				1					2 (1926, 1940)
山口	11		4					2	5			
香川	2								2			
福岡	6	4							2			
長崎	1	1										
熊本	3	2				1						
鹿児島	2	2										
合計	377	108	65	5	14	37	16	31	44	7	5	45

\*指定月日ごとに集計，その他は指定年で集計。

\*出典：1948年6月29日文部省告示64号，『明治天皇聖蹟』（8輯～11輯，文部省，1935年～1938年），『史跡名勝天然記念物指定目録』（文化庁，1985年）

表7 聖蹟解除を受けた史跡(1948年6月29日『官報』文部省告示64号による)

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
1	北海道	明治天皇御小休所	札幌市北七条	1933. 11. 2	
2	北海道	明治天皇鳥松行在所	札幌郡広島村	1933. 11. 2	
3	北海道	明治天皇蕁菜沼御小休所	亀田郡七飯村	1933. 11. 2	
4	北海道	明治天皇札幌行在所	札幌市大通西1丁目	1933. 11. 2	
5	北海道	明治天皇森行行在所	茅部郡森町	1922. 11. 2	目録
6	青森県	明治天皇八戸行在所	八戸市堀端	1933. 11. 2	
7	青森県	明治天皇五戸行在所	三戸郡五戸町	1933. 11. 2	
8	青森県	明治天皇三本木行在所	上北郡三本木町	1933. 11. 2	
9	青森県	八幡崎御小休所	南津軽郡猿賀町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
10	青森県	大釈迦御小休所	南津軽郡大杉村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
11	青森県	青森御乗船並上陸棧橋跡	青森市新浜	1937. 4. 5	目録
12	岩手県	渋民行在所	岩手郡渋民村	1939. 9. 7	目録
13	岩手県	一関行在所	西磐井郡一関町	1933. 11. 2	
14	宮城県	松島御小休所	宮城県松島町	1933. 11. 2	
15	宮城県	松島行在所	宮城県松島町	1933. 11. 2	
16	宮城県	古川行在所	志田郡古川町	1934. 11. 1	目録
17	宮城県	有壁御小休所・御膳水	栗原郡萩野村	1934. 11. 1	目録
18	宮城県	斎川御小休所・御膳水	菊田郡斎川村	1934. 11. 1	目録
19	宮城県	富山御小休所	宮城県松島町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
20	宮城県	増田御小休所・御膳水	名取郡増田町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
21	宮城県	岩沼行在所	名取郡岩沼町	1936. 7. 2	聖蹟⑩
22	宮城県	築館行在所	栗原郡築館町	1938. 8. 8	目録
23	宮城県	市川御小休所	宮城県多賀城村	1944. 1. 13	目録
24	秋田県	鷹巣行在所	北秋田郡高巣町	1933. 11. 2	
25	秋田県	行幸所院内御幸坑・附院内鉱山分局趾御膳水	雄勝郡印内町	1933. 11. 2	
26	秋田県	院内御野立所	雄勝郡印内町	1933. 11. 2	
27	秋田県	神宮寺行在所・附御膳水	仙北郡神宮寺	1933. 11. 2	目録
28	秋田県	矢立行在所・附御膳水	北秋田郡矢立村	1934. 11. 1	目録
29	秋田県	六郷御小休所	仙北郡六郷町	1934. 11. 1	目録
30	秋田県	金沢御小休所	仙北郡金沢町	1934. 11. 1	目録
31	秋田県	大久保御小休所・附御膳水	南秋田郡大久保町	1936. 7. 2	目録
32	秋田県	北野御小休所趾及建物	南秋田郡大久保町, 金足村	1936. 7. 2	目録
33	山形県	鶴岡行在所	鶴岡市馬場町	1933. 11. 2	
34	山形県	清川御小休所	東田川郡清川村	1933. 11. 2	
35	山形県	高島行在所	東置賜郡高島町	1934. 11. 1	目録
36	山形県	上山御小休所	南村山郡上山町	1934. 11. 1	目録
37	山形県	漆山御小休所	東村山郡出羽村	1934. 11. 1	目録
38	山形県	上台御小休所	最上郡金山町	1935. 11. 2	目録
39	山形県	横山御小休所	東田川郡横山村	1935. 11. 2	目録
40	山形県	楯岡東沢行幸所	北村山郡楯岡町	1935. 11. 2	目録
41	山形県	廻館御小休所	東田川郡大和村	1936. 11. 2	目録

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
42	山形県	天童行在所	東村山郡天童町	1936. 11. 2	目録
43	山形県	亀岡御小休所	東置賜郡亀岡村	1936. 11. 2	目録
44	山形県	川井御小休所	東置賜郡上郷村	1937. 12. 15	目録
45	福島県	行在所須賀川旧産馬会社	岩瀬郡須賀川町	1934. 11. 1	目録
46	福島県	大蔵壇原御小休所及御野立	安積郡大槻町	1934. 11. 1	目録
47	福島県	笹川御小休所	安積郡永盛町	1934. 11. 1	目録
48	福島県	笠石御小休所	岩瀬郡鏡石村	1934. 11. 1	目録
49	福島県	久来石御小休所	岩瀬郡鏡石村	1934. 11. 1	目録
50	福島県	白河行在所・附御膳水	西白河郡白河町	1934. 11. 1	目録
51	福島県	本宮行在所	安達郡本宮町	1935. 11. 2	目録
52	福島県	桑折御小休所	伊達郡桑折町	1935. 11. 2	目録
53	福島県	大笹生御小休所	信夫大笹生村	1935. 11. 2	目録
54	福島県	大滝御小休所	信夫郡中野村	1935. 11. 2	目録
55	福島県	伏拝御野立所	信夫郡杉妻村	1935. 11. 2	目録
56	福島県	横森御野立所	安積郡日和田町	1935. 11. 2	目録
57	福島県	白河行幸所	西白河郡白河町	1937. 12. 15	目録
58	福島県	桑野行在所	郡山市桑野	1933. 11. 2	聖蹟⑧
59	福島県	行幸所二本松松野製糸会社	安達郡二本松町	1936. 7. 2	目録
60	茨城県	水戸行在所	水戸市北三ノ丸	1933. 11. 2	聖蹟⑧
61	茨城県	牛久行在所	稲敷郡牛久村	1933. 12. 2	聖蹟⑧
62	茨城県	笠間行在所	西茨城郡笠間村	1933. 11. 2	聖蹟⑨
63	茨城県	結城大本宮	結城郡結城町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
64	茨城県	岩瀬中泉行在所及御講評所	西茨城郡岩瀬町	1935. 3. 26	聖蹟⑩
65	茨城県	岩間御野立所	西茨城郡岩間町	1935. 3. 26	目録
66	茨城県	和尚塚御野立所	西茨城郡大原村	1935. 11. 2	目録
67	茨城県	女化原御小休所	稲敷郡馴柴村	1942. 7. 21	目録
68	茨城県	岩瀬星ノ宮御野立所	西茨城郡岩瀬町	1935. 3. 26	聖蹟⑩
	茨城県	下館行在所*		1935. 3. 26	聖蹟⑩
69	栃木県	宇都宮行在所	宇都宮市鉄砲町, 馬場町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
70	栃木県	日光行在所	上都賀郡日光町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
71	栃木県	小山行在所	下都賀郡小山町	1933. 11. 2	聖蹟⑩
72	栃木県	阿久津行在所御野立所及御講評所	塩谷郡阿久津村	1934. 11. 2	聖蹟⑨
73	栃木県	高久御野立所	那須郡那須村	1934. 11. 2	聖蹟⑨
74	栃木県	七里御小休所	上都賀郡日光町	1936. 11. 2	聖蹟⑪
75	栃木県	馬返御小休所	上都賀郡日光町	1936. 11. 2	聖蹟⑪
76	栃木県	山中御小休所	那須郡蘆野町	1936. 11. 2	聖蹟⑪
77	栃木県	引田原御小休所趾・附御膳水	那須郡江川村	1936. 11. 2	聖蹟⑪
78	栃木県	夫婦石御野立所	那須郡蘆野町	1936. 11. 2	聖蹟⑪
79	栃木県	鷲巣御野立所	下都賀郡岩舟村	1936. 11. 2	聖蹟⑪
80	栃木県	壬生行在所	下都賀郡壬生町	1936. 1. 2	聖蹟⑪
81	栃木県	栃木行在所	栃木市入舟町	1937. 12. 15	目録
82	栃木県	華厳漫御観覧御野立所	上都賀郡日光町	1939. 9. 7	目録

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
83	栃木県	中茶屋御野立所	上都賀郡日光町	1939. 9. 7	目録
84	栃木県	大田原御小休所	那須郡大田原町	1939. 9. 7	目録
85	栃木県	桜野行在所	塩谷郡氏家町	1944. 1. 13	目録
86	栃木県	友沼御小休所	下都賀郡野木村	1944. 3. 7	目録
87	群馬県	前橋行在所	前橋市柳町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
88	群馬県	新町行在所	多野郡新町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
89	群馬県	高崎行在所	高崎市寄合町	1934. 11. 11	目録, 聖蹟⑩
90	群馬県	渋川行在所	群馬郡渋川町	1934. 11. 11	目録, 聖蹟⑩
91	群馬県	五料御小休所	碓井郡白井町	1934. 11. 11	目録, 聖蹟⑩
92	群馬県	原市御小休所	碓井郡原市町	1934. 11. 11	目録, 聖蹟⑩
93	群馬県	松井田行在所	碓井郡松井田町	1941. 8. 1	目録, 聖蹟⑩
94	埼玉県	浦和行在所	浦和市	1933. 11. 2	聖蹟⑨
95	埼玉県	草加行在所	北足立郡草加町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
96	埼玉県	桶川行在所	北足立郡桶川町	1933. 11. 2	聖蹟⑨
97	埼玉県	幸手行在所	北葛飾郡幸手町	1935. 11. 2	目録
98	埼玉県	大沢御小休所	南埼玉郡大沢町	1940. 8. 30	目録
99	埼玉県	岡部御小休所	大里郡岡部村	1941. 2. 21	目録
100	埼玉県	権現堂堤御野立所	北葛飾郡幸手町	1941. 11. 13	目録
101	千葉県	成田行在所	印旛郡成田町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
102	千葉県	習志野行幸所	千葉郡二宮町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
103	千葉県	市川第六天行在所	市川市市川町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
104	千葉県	市川上出口行在所	市川市市川町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
105	千葉県	丹尾台御野立所	印旛郡八街町	1935. 3. 26	聖蹟⑩
106	千葉県	中野行在所	千葉郡白井町	1936. 7. 2	聖蹟⑩
107	千葉県	小金御小休所	東葛飾郡小金町	1941. 1. 27	目録
108	千葉県	柏御小休所	東葛飾郡柏町	1941. 1. 27	目録
109	千葉県	松戸行在所	松戸市	1942. 7. 21	目録
	千葉県	川井御小休所*		1936. 7. 2	聖蹟⑩
110	東京都	行幸所西郷邸	目黒区目黒八丁目	1933. 11. 2	聖蹟⑧
111	東京都	行幸所木戸旧邸	豊島区駒込一丁目	1933. 11. 2	聖蹟⑧
112	東京都	行幸所水戸徳川邸旧址	墨田区墨田公園地	1933. 11. 2	聖蹟⑨
113	東京都	行幸所対欧荘及旧址	南多摩郡多摩村, 台東区浅草橋場三丁目	1933. 11. 2	聖蹟⑨
114	東京都	行幸所蒲田梅屋敷	大田区蒲田	1933. 12. 2	聖蹟⑨
115	東京都	府中行在所	北多摩郡府中町	1933. 11. 2	聖蹟⑨
116	東京都	連光寺御小休所	南多摩郡多摩村	1933. 11. 2	聖蹟⑧
117	東京都	行幸所寺島邸	港区芝白金猿町	1933. 11. 2	
118	東京都	荻窪御小休所	杉並区荻窪三丁目	1934. 11. 1	聖蹟⑨
119	東京都	日野御小休所跡及建物・附御膳水	南多摩郡日野町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
120	東京都	小仏峠御小休所跡及御野立	南多摩郡浅川町	1934. 11. 1	目録
121	東京都	行幸所徳川邸	渋谷区千駄ヶ谷	1935. 11. 2	聖蹟⑩
122	東京都	御嶽神社御小休所跡	渋谷区美竹町	1937. 4. 5	聖蹟⑪
123	東京都	日本美術協会行幸跡	台東区上野公園	1941. 8. 1	

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
124	東京都	旧芝離宮址	港区浜崎町	1933. 11. 2	聖蹟⑨
125	神奈川県	横須賀行在所址	横須賀市汐留町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
126	神奈川県	鎌倉御野立所	鎌倉市	1935. 11. 2	聖蹟⑧
127	神奈川県	妻田行在所	愛甲郡妻田村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
128	神奈川県	清浄光寺行在所址・附御膳水	藤沢市西富	1944. 11. 7	目録
129	新潟県	新崎御小休所	北蒲原郡濁川村	1933. 11. 2	聖蹟⑧
130	新潟県	新潟行在所址及建物	新潟市礎町通, 北蒲原郡新発田町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
131	新潟県	流作場御小休所	新潟市大字流作場	1934. 11. 1	聖蹟⑨
132	新潟県	高田行在所	高田市大手町	1935. 3. 26	聖蹟⑨
133	新潟県	新井行在所	中頸城郡新井町	1935. 3. 26	聖蹟⑨
134	新潟県	岩室御小休所	西蒲原郡岩室村	1935. 3. 26	聖蹟⑨
135	新潟県	三條行在所	三条市三条	1936. 7. 2	目録
136	新潟県	見附行在所	南蒲原郡見附町	1936. 11. 2	目録
137	新潟県	潟町行在所・附御膳水	中頸城郡潟町村	1936. 11. 2	目録
138	新潟県	石地行在所	刈羽郡石地町	1936. 11. 2	目録
139	新潟県	椎谷御小休所・附御膳水	刈羽郡高浜町	1936. 11. 2	目録
140	新潟県	田上御小休所・附御膳水	南蒲原郡田上村	1936. 11. 2	目録
141	新潟県	大面御小休所・附御膳水	南蒲原郡大面村	1936. 11. 2	目録
142	新潟県	分田東町御小休所・附御膳水	北蒲原郡分田村	1936. 11. 2	目録
143	新潟県	関川行在所・附御膳水	中頸城郡多香山村	1937. 7. 3	目録
144	新潟県	二俣小休所址・附御膳水	中頸城郡多香山村	1937. 7. 3	目録
145	新潟県	二本木御小休所	中頸城郡中郷村	1937. 7. 3	目録
146	新潟県	石沢御小休所	中頸城郡和田村	1937. 7. 3	目録
147	新潟県	行野浜御小休所址・附御膳水	中頸城郡潟町村	1937. 7. 3	目録
148	新潟県	柿崎行在所・附御膳水	中頸城郡柿崎町	1937. 7. 3	目録
149	新潟県	上輪新田御小休所・附御膳水	中頸城郡米山村	1937. 7. 3	目録
150	新潟県	青梅川行在所	中頸城郡米山村	1937. 7. 3	目録
151	新潟県	東ノ輪野立所	刈羽郡鮫波村	1937. 7. 3	目録
152	新潟県	出雲崎行在所址・附御膳水	三島郡出雲崎町	1937. 7. 3	目録
153	新潟県	寺泊行在所	三島郡寺泊町	1937. 7. 3	目録
154	新潟県	麓御小休所	西蒲原郡弥彦村	1937. 7. 3	目録
155	新潟県	竹野町御小休所	西蒲原郡峰岡村	1937. 7. 3	目録
156	新潟県	赤塚行在所	西蒲原郡赤塚村	1937. 7. 3	目録
157	新潟県	荒川御小休所・附御膳水	北蒲原郡松浦村	1937. 7. 3	目録
158	新潟県	山崎御小休所	北蒲原郡笹岡村	1937. 7. 3	目録
159	新潟県	水原行在所	北蒲原郡水原町	1937. 7. 3	目録
160	新潟県	新津行在所址	中蒲原郡新津村	1937. 7. 3	目録
161	新潟県	宮本行在所址・附御膳水	中蒲原郡宮本村	1937. 7. 3	目録
162	新潟県	曾地御小休所	刈羽郡中通村	1937. 7. 3	目録
163	新潟県	岩戸海岸御野立所	中頸城郡春日村	1937. 7. 3	目録
164	新潟県	長浜御小休所址	中頸城郡谷浜村	1937. 7. 3	目録

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
165	新潟県	茶屋が原御小休所・附御膳水	中頸城郡谷浜村	1937. 7. 3	目録
166	新潟県	名立行在所・附御膳水	西頸城郡名立町	1937. 7. 3	目録
167	新潟県	藤崎御小休所跡	西頸城郡磯部村	1937. 7. 3	目録
168	新潟県	鬼伏御小休所・附御膳水	西頸城郡浦本村	1937. 7. 3	目録
169	新潟県	梶御敷御小休所・附御膳水	西頸城郡大和川村	1937. 7. 3	目録
170	新潟県	糸魚川行在所跡・附御膳水	西頸城郡糸魚川町	1937. 7. 3	目録
171	新潟県	水が窪御野立所	西頸城郡青海町	1937. 7. 3	目録
172	新潟県	城が上御野立所	西頸城郡歌外波村	1937. 7. 3	目録
173	新潟県	柏崎行在所	刈羽郡柏崎町	1937. 8. 6	目録
174	新潟県	加茂行在所	南蒲原郡加茂町	1943. 9. 8	目録
175	新潟県	山田御小休所	三島郡寺泊町	1943. 9. 8	目録
176	新潟県	市振御小休所跡及建物	西頸城郡市振村(御小休所跡)、富山県下新川郡横山村(建物)	1937. 7. 3	目録
177	富山県	石動行在所	西砺波郡石動町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
178	富山県	魚津行在所	下新川郡魚津町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
179	富山県	泊行在所	婦負郡西呉羽村	1933. 11. 2	聖蹟⑧
180	富山県	入善御小休所	下新川郡入善町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
181	富山県	持光寺御小休所・附御膳水	下新川郡経田村	1937. 7. 3	聖蹟⑩
182	富山県	願海寺御小休所	射水郡老田村	1937. 7. 3	聖蹟⑩
183	富山県	追分御小休所・附御膳水	中新川郡早月加積村	1937. 12. 1	目録
184	富山県	五福御小休所	富山市五福	1938. 12. 1	目録
185	富山県	杓掛御小休所・附御膳水	下新川郡桜井町	1939. 9. 7	目録
186	富山県	三日市行在所跡	下新川郡桜井町	1944. 1. 13	目録
	富山県	立野御小休所*		1934. 11. 1	聖蹟⑨
	富山県	中茶屋御小休所*		1934. 11. 1	聖蹟⑨
187	石川県	金沢行在所	金沢市南町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
188	石川県	小松市行在所	小松市細工町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
189	石川県	森本御小休所	河北郡森本村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
190	石川県	月津御小休所	江沼郡月津村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
191	石川県	動橋御小休所	江沼郡動橋村	1940. 7. 12	目録
192	石川県	串茶屋御小休所・附御膳水	小松市串茶屋町	1944. 1. 13	目録
193	福井県	丸岡行在所	丸岡市	1933. 11. 2	聖蹟⑧
194	福井県	敦賀行在所	敦賀市	1933. 11. 2	聖蹟⑨
195	福井県	今庄行在所	南条郡今庄村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
196	福井県	武生行在所	南条郡武生町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
197	福井県	脇本御小休所	南条郡日野村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
198	福井県	浅水御小休所	足羽郡麻生津村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
199	福井県	湯尾御小休所	南条郡湯尾村	1936. 11. 2	聖蹟⑩
200	福井県	湯尾峠御小休所跡及建物	南条郡湯尾村	1936. 11. 3	聖蹟⑩
201	福井県	鯖波御小休所・附御膳水	南条郡南山村	1936. 11. 4	聖蹟⑩
202	福井県	新道御小休所	南条郡鹿森村	1936. 11. 5	聖蹟⑩
203	福井県	木の芽峠御小休所・附御膳水	敦賀郡東郷村	1936. 11. 6	聖蹟⑩
204	福井県	椋曲御小休所	敦賀郡東郷村	1936. 11. 7	聖蹟⑩
205	福井県	刀根御小休所	敦賀郡愛発村	1936. 11. 8	聖蹟⑩

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
206	福井県	葉原御小休所	敦賀郡東郷村	1940. 2. 10	目録
207	福井県	気比松原野立所	敦賀市	1940. 7. 12	目録
208	山梨県	菅原行在所	北巨摩郡菅原村	1933. 11. 2	聖蹟⑧
209	山梨県	上野原行在所	北都留郡上野原町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
210	山梨県	勝沼行在所	東山梨郡勝沼町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
211	山梨県	花咲御小休所	北都留郡大月町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
212	山梨県	円野御小休所	北巨摩郡円野村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
213	山梨県	諏訪御小休所	北都留郡上野原町	1944. 1. 13	目録
214	山梨県	中初狩御小休所	北都留郡初狩村	1948. 1. 14	目録
215	長野県	長野行在所	長野市元善町	1933. 11. 2	
216	長野県	奈良井行在所	西筑摩郡橋川村	1933. 11. 2	
217	長野県	塩尻峠御野立所	東筑摩郡塩尻町	1933. 11. 2	目録
218	長野県	馬瀬口御小休所・附御膳水	北佐久郡小沼村	1934. 11. 1	目録
219	長野県	行幸所開智学校	松本市南深志	1935. 11. 2	聖蹟⑩
220	長野県	信楽御小休所	松本市出川	1935. 11. 2	聖蹟⑩
221	長野県	追分行在所	北佐久郡西長倉村	1936. 11. 2	聖蹟⑪
222	長野県	岩下御小休所	小県郡神川村	1936. 11. 2	聖蹟⑪
223	長野県	鼠宿御小休所・附御膳水	埴科郡南条村	1936. 11. 2	聖蹟⑪
224	長野県	今井御小休所	岡谷市今井	1936. 11. 2	目録
225	長野県	田子御小休所・附御膳水	上水内郡若槻村	1937. 4. 5	聖蹟⑪
226	長野県	茅野御小休所	諏訪郡宮川村	1940. 5. 10	目録
227	長野県	下諏訪御小休所	諏訪郡下諏訪町	1940. 2. 10	目録
228	長野県	広岡御小休所	東筑摩郡広岡村	1940. 2. 10	目録
229	長野県	郷原御小休所	東筑摩郡広岡村	1940. 7. 12	目録
230	長野県	妻籠御小休所	西筑摩郡吾妻村	1940. 8. 30	目録
231	長野県	桜沢御小休所	西筑摩郡橋川村	1940. 8. 30	目録
232	長野県	寝覚御小休所	西筑摩郡上松町	1940. 8. 30	目録
233	長野県	原御小休所	更級郡中津村	1941. 1. 27	目録
234	長野県	須原行在所	西筑摩郡大桑村	1941. 2. 21	目録
235	長野県	峠町御小休所	北佐久郡軽井沢町	1943. 9. 8	目録
236	長野県	宮ノ越御小休所・附御膳水	西筑摩郡日義村	1944. 1. 13	目録
237	岐阜県	岐阜行在所	岐阜市西野町	1933. 11. 2	目録
238	岐阜県	大井行在所	恵那郡大井町	1933. 11. 2	目録
239	岐阜県	垂井御小休所	不破郡垂井町	1933. 11. 2	目録
240	岐阜県	関が原御小休所・附御膳水	不破郡関が原町	1934. 11. 2	目録
241	岐阜県	釜戸行在所・附御膳水	土岐郡釜戸村	1933. 11. 2	目録
242	岐阜県	中津川行在所・附御膳水	恵那郡中津町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
243	岐阜県	茄子川御小休所・附御膳水	恵那郡坂本村	1934. 11. 1	聖蹟⑩
244	岐阜県	落合御小休所・附御膳水	恵那郡落合村	1934. 11. 1	聖蹟⑩
245	岐阜県	土岐御小休所	土岐郡土岐町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
246	岐阜県	高山御小休所	土岐郡土岐津町	1935. 11. 2	聖蹟⑩

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
247	岐阜県	竹折御小休所	恵那郡武並村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
248	岐阜県	大柿行在所	大垣市竹島町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
249	静岡県	興津行在所	庵原郡興津町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
250	静岡県	掛川行在所	小笠郡掛川町	1936. 11. 2	聖蹟⑩
251	静岡県	新居行在所及旧址	引佐郡奥山村・浜名郡新居町	1933. 11. 2	目録
252	静岡県	島田行在所	志太郡島田町	1935. 11. 2	目録
253	静岡県	舞阪行在所	浜名郡舞阪町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
254	静岡県	静岡行在所	静岡市追手町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
255	静岡県	由比御小休所	庵原郡由比町	1933. 11. 2	
256	静岡県	三ツ谷新田御小休所	三島市	1935. 11. 2	聖蹟⑩
257	静岡県	中野町御小休所趾	浜名郡中ノ町	1933. 11. 2	
258	静岡県	三島行在所趾	三島市	1933. 11. 2	
	静岡県	舞阪御小休所*			
259	静岡県	旧静岡御用邸	静岡市追手町	1933. 11. 2	
260	愛知県	名古屋大本営	名古屋市中区下茶屋町	1933. 11. 2	目録
261	愛知県	八町囀御野立所	名古屋市南区熱田東町	1933. 11. 2	目録
262	愛知県	半田大本営及旧址	半田市	1935. 11. 2	聖蹟⑩
263	愛知県	長尾山御野立所	知多郡武豊町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
264	愛知県	歴宿御野立所	半田市	1933. 11. 2	聖蹟⑧
265	愛知県	乙川御野立所	半田市亀崎町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
266	愛知県	福田行在所	海部郡南陽村	1933. 11. 2	聖蹟⑨
267	愛知県	下津御小休所	中島郡稲沢町	1933. 11. 2	聖蹟⑨
268	愛知県	東阿野御小休所	愛知郡豊明村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
269	愛知県	八事御野立所	愛知郡天白村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
270	愛知県	豊橋行在所	豊橋市関屋町	1935. 3. 26	聖蹟⑨
271	愛知県	清水御小休所	名古屋市東区清水町	1935. 3. 26	聖蹟⑨
272	愛知県	武豊御小休所	知多郡武豊町	1935. 3. 26	聖蹟⑨
273	愛知県	黒田御小休所	葉栗郡木曾川町	1935. 3. 26	聖蹟⑨
274	愛知県	前が須御小休所	海部郡弥富町	1936. 7. 2	聖蹟⑩
275	愛知県	西舘御小休所	海部郡十四山村	1936. 7. 2	聖蹟⑪
276	愛知県	下原新田御小休所	東春日井郡篠木村	1936. 7. 2	聖蹟⑪
277	愛知県	佐屋行在所趾及建物	海部郡佐屋村・津島町	1936. 7. 2	聖蹟⑪
278	三重県	鳥羽行在所	志摩郡鳥羽町	1936. 7. 2	聖蹟⑪
279	三重県	一身田行在所	河芸郡一身田町	1933. 11. 2	目録
280	三重県	関行在所	鈴鹿郡関町	1937. 12. 15	目録
281	三重県	桑名行在所	桑名市今一色寺町	1937. 12. 15	目録
282	三重県	神戸行在所	河芸郡神戸町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
283	三重県	椋本御小休所	河芸郡椋本村	1933. 11. 2	聖蹟⑧
284	三重県	中山御小休所	河芸郡栗真村	1937. 12. 15	目録
285	三重県	八幡御小休所	津市八幡町	1937. 12. 15	目録
286	三重県	津行在所	津市大字乙部	1942. 7. 21	目録
287	滋賀県	土山行在所・附御膳水	甲賀郡土山町	1933. 11. 2	目録

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
288	滋賀県	六地藏御小休所	栗太郡葉山村	1933. 11. 2	目録
289	滋賀県	別所行在所	大津市別所	1934. 11. 1	目録
290	滋賀県	木之本行在所	伊香郡木之本町	1934. 11. 1	目録
291	滋賀県	柳が瀬行在所	伊香郡片岡村	1933. 11. 2	聖蹟⑨, 附御
292	滋賀県	高宮行在所	犬上郡高宮町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
293	滋賀県	長浜行在所	坂田郡長浜町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
294	滋賀県	武佐行在所	蒲生郡武佐村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
295	滋賀県	鳥居川御小休所	坂田郡法性寺村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
296	滋賀県	愛知川御小休所	愛知郡愛知川町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
297	滋賀県	北町屋御小休所	神崎郡旭村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
298	滋賀県	中之郷御小休所	伊香郡余呉村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
299	滋賀県	鳥居本御小休所	坂田郡鳥居本村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
300	滋賀県	磨針峠御小休所	坂田郡鳥居本村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
301	滋賀県	番場御小休所	坂田郡息郷村	1935. 11. 2	聖蹟⑩
302	滋賀県	大津別院行在所	大津市笹屋町	1935. 11. 2	聖蹟⑩
303	滋賀県	守山御小休所	野洲郡守山町	1936. 11. 2	聖蹟⑪
	滋賀県	草津行在所*		1936. 11. 2	聖蹟⑪
304	京都府	行幸所所木戸邸	京都市中京区末丸町	1936. 11. 2	聖蹟⑪
305	京都府	行幸所本願寺	京都市下京区本願寺門前	1934. 11. 1	目録
306	京都府	妙法院行在所	京都市東山区妙法院門前	1934. 11. 1	目録
307	京都府	御小休所安楽寿院	京都市伏見区竹田内畑町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
308	京都府	御小休所釈穀邸積	京都市下京区数珠町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
309	京都府	御小休所本願寺旧大教校	京都市下京区御器屋町	1937. 7. 3	目録
310	大阪府	津村別院行在所	大阪市東区本町	1933. 11. 2	目録
311	大阪府	難波別院行在所	大阪市東区北久太郎町	1933. 11. 2	目録
312	大阪府	天保山御野立所	大阪市港区二条通	1933. 11. 2	目録
313	大阪府	堺行在所	堺市中之町	1937. 7. 3	聖蹟⑪
314	大阪府	守口行在所及内侍所奉安所	北河内郡守口町, 浜之町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
315	大阪府	岸和田行在所	岸和田市岸城町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
316	大阪府	泉布観行在所	大阪市北区新川崎町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
317	兵庫県	姫路行在所	姫路市池内町	1933. 11. 2	目録
318	兵庫県	明石行在所	明石市鍛冶屋町	1933. 11. 2	目録
319	兵庫県	行幸所岩倉邸建物	神戸市葺合区葺合町	1934. 11. 1	目録
320	兵庫県	舞子大本營	明石郡垂水町	1934. 11. 1	目録
321	兵庫県	正条行在所	揖保郡神部村	1933. 11. 2	聖蹟⑨
322	兵庫県	御着御小休所	飾磨郡御国野村	1933. 11. 2	聖蹟⑧
323	兵庫県	阿弥陀御小休所	印南郡阿弥陀村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
324	兵庫県	須磨御小休所	神戸市須磨区須磨浦通	1934. 11. 1	聖蹟⑨
325	兵庫県	山田御小休所	揖保郡大田村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
326	兵庫県	土山御小休所	加古郡平岡村	1934. 11. 1	聖蹟⑨
327	兵庫県	大久保御小休所趾及建物	明石郡大久保町	1934. 11. 1	聖蹟⑨
328	兵庫県	御小休所旧神戸税関監視部趾及建物	神戸市海岸通二丁目, 山本通五丁目	1935. 3. 26	聖蹟⑩

番号	県名	名称	所在地	指定年月	出典
329	奈良県	奈良行在所	奈良市雑司町	1933. 11. 2	目録
330	奈良県	奈良大本營	奈良市春日野町	1933. 11. 2	目録
331	奈良県	今井行在所	高市郡今井町	1933. 11. 2	目録
332	奈良県	田原本行在所	磯城郡田原本町	1933. 11. 2	目録
333	岡山県	御休御野立所	上道郡御休村	1933. 11. 2	聖蹟⑧
334	岡山県	岡山行在所	岡山市古京町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
335	岡山県	三石行在所	和気郡三石町	1933. 11. 2	聖蹟⑧
336	岡山県	真金御小休所及御講評所	吉備郡真金町	1934. 11. 1	目録
337	岡山県	香登御小休所	和気郡香登町	1933. 11. 2	
338	岡山県	八木山御小休所址	和気郡三石町	1936. 11. 2	目録
339	岡山県	宍甘御野立所	上道郡古都村	1936. 11. 2	目録
340	岡山県	西岡御野立所・附御膳水	都窪郡菅生村	1936. 11. 2	目録
341	岡山県	惣爪御野立所	都窪郡加茂村	1936. 11. 2	目録
342	広島県	明治二十七年戦没広島大本營	広島市基町	1926. 10. 20	目録
343	広島県	広島行在所	広島市基町	1934. 11. 1	目録
344	広島県	草津御小休所址	広島市草津東町	1936. 7. 2	目録
345	広島県	行幸所浅野泉邸	広島市上流川町	1940. 7. 12	目録
346	山口県	山口行在所・附御膳水	山口市上宇野令	1934. 11. 1	目録
347	山口県	三田尻行在所	防府市	1934. 11. 1	目録
348	山口県	多々良行在所	防府市	1934. 11. 1	目録
349	山口県	大内御小休所	吉敷郡大内村	1934. 11. 1	目録
350	山口県	行幸所六連島灯台	下関市	1936. 11. 2	目録
351	山口県	長府行在所	下関市	1936. 11. 2	目録
352	山口県	鯖山峠御小休所址	佐波郡右田村	1941. 7. 3	目録
353	山口県	間屋口御小休所址	防府市新田村	1941. 7. 3	目録
354	山口県	小鯖御小休所址	吉敷郡小鯖村	1941. 7. 3	目録
355	山口県	萩ノ尾御小休所址	下関市椋野	1941. 7. 3	目録
356	山口県	勝坂御小休所	佐波郡右田村	1941. 7. 3	聖蹟⑩
357	香川県	丸亀行在所址及び建物	丸亀市一番丁	1941. 7. 3	聖蹟⑩
358	香川県	丸亀御上陸並御乗艦地	丸亀市西平山町	1941. 7. 3	聖蹟⑩
359	福岡県	久留米大本營	久留米市両替町、京町、篠山町	1941. 7. 3	聖蹟⑩
360	福岡県	久留米行在所	久留米市南薫西町	1941. 7. 3	聖蹟⑩
361	福岡県	岡山御野立所	八女郡岡山村	1933. 11. 2	目録
362	福岡県	藤田御野立所	八女郡広川村	1933. 11. 2	目録
363	福岡県	小森野御野立所	久留米市東櫛原町	1933. 11. 2	
364	福岡県	荒木行在所及御講評所	三潞郡荒木村	1933. 11. 2	
365	長崎県	行在所小菅修船場址	長崎市小菅	1933. 11. 2	
366	熊本県	小島行在所	飽託郡小島町	1933. 11. 2	
367	熊本県	御幸御野立所	飽託郡御幸村	1933. 11. 2	
368	熊本県	豊福御野立所	下益城郡豊福村	1935. 3. 26	目録
369	鹿児島県	行在所磯島津別邸集成館及異人館	鹿児島市吉野町	1933. 11. 2	目録
370	鹿児島県	行在所船形台場	鹿児島市鹿児島港新波止	1933. 11. 2	

\*印は「明治天皇聖蹟」にあり、1948年6月23日付け官報解除命令には載せられていないもの。

\*出典：官報、明治天皇聖蹟8輯（1935年3月）、9輯（1936年3月）、10輯（1937年3月）、11輯（1938年3月）、史跡名勝天然記念物指定目録（文部省）

指定された聖蹟については、文部省による『明治天皇聖蹟』に図面、写真、指定理由にわたる報告書が作成された。<sup>(33)</sup>

1,375箇所を超える明治天皇行幸址、駐輦址、行在所、野立所のなかから、国指定史蹟が選ばれた理由について、1933年第1次の指定に際して、担当者古谷清（文部省囑託）による説明が『史蹟名勝天然紀念物』（第8集12号）に掲載されている。<sup>(34)</sup>

そこでは、まず、大正初期に調査された聖蹟調査には報告漏れがあること、和歌山、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、大分、宮崎、沖縄の10県には天皇の巡幸がなかったため、聖蹟が存在しないことを指摘した上で、指定の基準については以下のものであるとしている。

- ① 顕著な聖徳事蹟であること、
- ② 行在所たる建物は、原位置がよく保存され、指定に支障がないこと
- ③ 一府・県に付き2、3件ずつ調査の上、選定したこと
- ④ 今後も調査を重ね、指定するつもりであること

以上の条件を以って、1933年11月の第1次には、離宮址2、行在所54、大本営5、行幸所9、小休所7、野立所9の86件を指定したとする。

個別の事例を踏まえて、今後の指定する場合の参考となる諸点を解説した。

- ① 独立した建物の場合には、敷地、付属の庭園などを含め、当時の「佛をよく伝ふる場合」の指定
- ② 指定対象がその他の建物部分と連続している場合の指定
- ③ 聖蹟としての中心的部分が家屋の中心にある場合の指定
- ④ 敷地と建物が分離している現状の場合（例えば、東京府の対欧荘及び旧址の事例）

などの諸点を説明し、行在所となった建物の指定に伴うさまざまな実体を踏まえ、指定の方法、指定準備として必要な調査、必要な資料を列挙している。また、民間で財団法人を作り、保存事業を行っている新潟県新崎小休所、岐阜県大井行在所を、もっとも望ましい事例と褒め称えている。

要するに、この論文は指定の実際に向けての指定基準をクリアすべき、具体的な問題の行政指導ともいうべきものであった。このことは、現実の史跡の保存状況が多様であり、決して単純な行政作業として進められる性質ものではなかったことを示している。

そこで、つぎに、東京府の場合についてみておくことにしたい。

### 3 東京府の明治天皇聖蹟指定

1940年（昭和15年）『仰ぐ聖駕の御あと』と題する写真帳が東京府観光協会から刊行された。<sup>(35)</sup> 東京府観光協会は東京府庁内に存在したから、東京府に直結の外郭団体である。他の諸県においても、聖蹟指定と同時期に、県や任意団体などからこうした写真帳が多く刊行されている。非売品である場合が多い。県自体が刊行する場合には、行幸日程に限らず、2,000人に及ぶ行幸随員の宿泊場所の確保、道路整備にいたる費用など、関係資料を掲載するものなどもあり、関連史跡の写真とその位置、現存状況の説明は共通するものの、内容は多彩である。<sup>(36)</sup>

『仰ぐ聖駕の御あと』に掲載されている東京府の聖蹟は67件である。表8に示した。このうち、史蹟名勝天然紀念物保存法による指定対象15件は、指定欄に\*印を付した。ただし、後述の聖蹟

解除に関連することを考慮して、戦災で焼失したものについての注記をつけた。67件のうちから、15件が指定されるに至った理由については、先述した古谷清による一般的な指定理由以外、ここでの個別的な説明はあるものの、他との対比においてなぜここが選ばれたのかについては示されていない。文部省『明治天皇聖蹟』<sup>(37)</sup>に掲載される指定理由から推して、まず、史蹟としての重要度、所有者の指定に対する同意、保存状態などが勘案された結果と推定されるのみである。ただ、東京の場合には、木戸邸、西郷邸、三条実美別荘対欧荘、水戸徳川邸、芝離宮址、あるいは天皇の健康維持から兼ねて何度も行った兎狩りなどの際の小休所など、全国への巡幸時の行在所とは異なる性格の史蹟が大半を占めていた。

なお、国指定史蹟にはならなかったが、1940年（昭和15年）以降1944年（昭和19年）にいたるまで、東京府（1943年以降東京都）は、聖蹟の標識指定を行っている。

### ③……………明治天皇聖蹟の指定解除

すでに、「はじめに」において指摘したように、明治天皇聖蹟の指定解除は、神道指令による政治的措置の一環として行われた。このことを端的に語るものが、神道指令の作成に直接関与したウッダード<sup>(38)</sup>の著書の一説にあるので、以下に引用する。<sup>(39)</sup>

#### 明治天皇を記念する場所の格下げ

天皇にたいする過剰な尊敬に関係するものでまだ扱われていない要素の一つは、明治天皇が使用した場所や明治天皇ゆかりの特定の場所にたいして示される特別の敬意である。

もちろん、明治天皇への敬意が自発的、偶発的にあらわされることにたいしては、総司令部は意義を唱えなかったが、政府が三七九ほどの場所（そのいくつかは取るに足りない性質のものであるが）を、明治天皇への尊敬心を育成するために特別の場所として指定していることに対しては、異議を唱えた。この点については、とくに問題は起こらなかった。これは単に、文部省にこれらの場所の指定を撤回させるという問題であった。そして、民間情報教育局は、反対意見を受けるところか、多くの人びとから感謝を表明されたのである。

たとえば、旅館主たちは、この処置の結果、すべての客間を使用できることになったので、喜んだ。従来、彼らは、明治天皇が休息した部屋または宿泊した部屋を、博物館に陳列するようなものとして保存することを義務づけられていたのである。この格下げの処置に反対し、またはこのために金銭的な損害を蒙ったものもあったのであろうが、民間情報教育局にそうした苦情が持ち込まれた形跡はない。

訳語として、明治天皇聖蹟という語句は登場しないが、「明治天皇を記念する場所」とは、まさに聖蹟を物語ることは文脈から明らかであろう。

#### 1 GHQ文書にみる明治天皇聖蹟の指定解除の法的前提

明治天皇聖蹟は、GHQの民間情報教育局（CIE）の担当者<sup>(40)</sup>の指示に基づき、文部省との協議を経て、1948年6月29日文部省告示64号によって、指定解除になった。この問題に関するGHQ側からの問題提起、日本側担当者との協議の事実過程は、現在判明する限りでは、後述する通りである。

表8 東京府の明治天皇聖蹟『仰ぐ聖賀の御あと』（東京府観光協会 1940）

no.	所在区	所在地表示	史跡名	事項	指定
1	渋谷区		官幣大社明治神宮		
2	千代田区		宮城正殿と二重橋		
3	千代田区	麹町区九段三丁目	別格官幣大社靖国神社	明治2年創建，元招魂社，明治7，28，31，40年の4回行幸	
4	千代田区	麹町区山下町	鹿鳴館址国宝黒門	元薩摩藩邸装束屋敷跡，明治22.6.26行幸，鹿鳴館はS15年取り壊される	
5	千代田区	麹町区紀尾井町	伏見宮邸	明治19.11.10射術天覧行幸，明治29.11.8能楽天覧行幸	
6	千代田区	麹町三番町農林省官舎	山県有朋邸址の碑	明治18，10，19銃術など天覧行幸	
7	千代田区	麹町区永田町一丁目	参謀本部	旧彦根藩邸に明治11年12月に建設，明治13年5月8日行幸，爾後12回行幸	
8	千代田区	麹町区代官町	近衛兵營	明治19年12月9日行幸，諸技天覧	
9	千代田区	麹町区永田町	陸軍省	明治5年4月3日行幸，13年まで4回行幸	
10	港区	京橋区築地四丁目	浜離宮	旧浜御殿，明治3年宮内省に移管，明治元年11月海軍天覧行幸，毎年観桜，鴨猟など行幸	
11	港区	芝区白金猿町67	寺島宗則邸（伊太利亜大使館）	明治13年6月9日赤羽町工務省工作分局より還御途次行幸	*全焼
12	港区	芝区新橋二丁目汐留駅	新橋停車場	明治5年9月12日鉄道開通式に行幸，府県行幸時駅を利用	
13	港区	芝区浜崎町	芝離宮址	旧紀州藩邸，明治4有栖川宮邸，明治8年芝崎御用邸，明治9年芝離宮。明治12年以降外国貴賓を招待し，しばしば行幸	*1933年
14	港区	芝区三田一丁目	松方正義邸	明治20年10月14日行幸	
15	港区	芝区芝公園地	弥生社（浄土宗務所）	明治21年1月14日行幸	
16	港区	芝区芝公園地	増上寺通用門	明治元年10月13日東幸時，増上寺方丈に小休，方丈は現在なし，当時の正門を移築し現在は通用門とす	
17	港区		赤坂離宮	明治5年3月離宮，明治6年宮城炎上のため，ここを仮皇居としし，園内に菊花を培養，13年以後観菊会を催す。	
18	渋谷区	赤坂区青山神宮外苑	憲法記念館	憲法制定の議場。後伊藤博文に下賜され，外苑に移築	
19	渋谷区	赤坂区榎町	歩兵第一連隊	明治20年12月23日行幸	
20	渋谷区	赤坂区一ツ木町	近衛歩兵第二旅団司令部	明治24年9月29日行幸	
21	渋谷区	赤坂区一ツ木町	近衛歩兵第三連隊	明治24年9月29日行幸	
22	新宿区	四谷区	新宿御苑	明治12年宮内省新宿植物御苑となる，しばしば鴨猟に行幸	
23	新宿区	牛込区市谷本村町	陸軍士官学校	明治8年開校，明治11年7月3日臨幸，以後27回行幸	
24	新宿区	牛込区戸山町	陸軍戸山学校	明治6年8月開校，7年6月25日行幸，45年6月まで19回行幸	
25	新宿区	牛込区市谷本村町	陸軍中央幼年学校	明治29年5月27日行幸以後45年6月まで14回行幸	
26	文京区	小石川区小石川町	東京砲兵工廠本館	明治元年閏4月兵器司を幕府大砲製造場に置き，4年6月旧水戸藩邸に移る明治19年5月15日行幸，工場を天覧	
27	文京区	小石川区白山御殿町	植物園	旧館林藩綱吉別邸，後に小石川菜園，明治10年帝国大学附属植物園，明治19年10月29日行幸	
28	文京区	小石川区林町62	土方久元邸恩光閣碑	明治26年6月2日宮内大臣土方久元邸へ臨幸	
29	文京区	本郷区元富士町2	前田利為邸（帝国大学）	明治元年10月大宮町氷川神社行幸に際し小休，明治3，12年に還幸の途次小休，43年利為邸へ行幸	
30	文京区	本郷区元富士町	東京帝国大学	明治19年10月29日行幸，遍く構内を巡覧，以来十数回臨幸	

31	台東区	下谷区	上野公園	明治6年市内最初の公園, 明治9年5月9日皇后と行幸啓	
32	台東区	下谷区	日本美術協会	明治23年11月19日行幸, 以後7回美術絵画を天覧	*1941年
33	台東区	浅草区今戸町橋場	対鷗荘旧址	三條実美別邸にして, 明治6年12月19日臨御, 大震災後南多摩郡連光寺に移転, 跡地に記念碑を建てる	
34	台東区	浅草区松清町	浅草本願寺別院	東本願寺別院, 明治6年5月家族集会所, 明治8年6月20日, 27日最初の地方官会議開院式に行幸	
35	墨田区	本所区墨田公園	徳川昭武邸	旧水戸藩主下屋敷, 維新後本邸, 明治8年4月4日行幸	
36	品川区	品川区南品川一丁目	内侍所奉安所荏原神社	明治元年10月12日東幸の時, 内侍所	
37	品川区	品川区五反田6丁目234	島津忠義邸址	明治14年5月9日麻布別邸において犬追物など天覧	
38	品川区	品川区五反田5丁目60	池田章政邸	明治24年11月16日行幸	
39	目黒区	目黒区上目黒8丁目	西郷従道邸	明治22年5月24日海軍大臣西郷従道別邸に行幸	*半焼
40	渋谷区	渋谷区美竹町	御嶽神社御小休所	明治3年4月17日駒場野行幸の往復小休所とす	*1937年
41	目黒区	目黒区駒場863	駒場野錬兵場	明治3年4月17日行幸	
42	品川区	品川区鮫州	大井御小休所川崎屋	明治17年3月19日小向井観梅に際し往復小休す	
43	品川区	蒲田区蒲田町	蒲田梅屋敷	旧幕期より梅の名所, 明治元年10月12日東幸に際し小休, 明治6, 17年観梅, 東京市の聖蹟公園	*全焼
44	世田谷区	世田谷区上馬三丁目	駒沢駒繫の松	明治14年2月7日兎狩行幸の際中村金右衛門庭中の松に馬を繫ぐ	
45	世田谷区	世田谷区新町一丁目	台切山兎狩場	明治14年2月7日兎狩天覧のため, 野立場所。現今駒沢ゴルフ場	
46	渋谷区	渋谷区千駄ヶ谷1丁目562	徳川家達邸	明治20年10月31日行幸	*焼失
47	渋谷区	渋谷区明治神宮内	代々木御殿	旧彦根藩下屋敷, 維新後帝室御料地, 代々木御用邸, 明治19年1月19日行幸	
48	杉並区	杉並区荻窪3丁目88	荻窪御小休所	中田秀吉の宅, 明治16年4月16日飯能における大演習天覧のため行幸, 4月23日小金井行幸の往復に小休	*1934年
49	豊島区	豊島区上駒込1丁目28	木戸光允邸	明治9年4月14日王子製紙会社より還幸の際, 臨幸(現鈴木富治邸)	*焼失
50	豊島区	豊島区目白町	学習院	明治42年7月14日, 中等科・高等科移転新築校舎に行幸	
51	文京区	小石川区音羽町	音羽護国寺	明治8年12月27日雑司が谷鼠山行幸の帰途護国寺に小休	
52	豊島区	豊島区日出町3丁目	鼠山御統監所	明治8年12月28日雑司が谷鼠山に実地演習を統監, 明治18年3月13日皇后同列行幸近衛兵対抗運動を天覧	
53	北区	王子区王子町	王子御小休所金輪寺	明治5年10月18日皇太后・皇后同列滝野川辺紅葉天覧のため行幸, 王子神社内別当金輪寺に小休, 当時の門は大岡秀雄宅に移築	
54	北区	王子区	飛鳥山	桜名所にて, 明治9年4月14日王子製紙会社行幸の際登臨	
55	北区	王子区王子町	王子御小休所扇屋	明治19年4月13日蓮沼近衛兵演習天覧, 皇后同列行幸啓に小休, 音無川に臨む景勝地	
56	北区	王子区袋町	近衛工兵第一大隊記念碑	明治25年4月29日上野より汽車にて赤羽下車, 袋村行幸, 近衛工兵作業技術を天覧	
57	北区	王子区王子町	王子製紙会社	明治9年4月14日, 明治12年4月10日行幸, 当時の赤レンガ工場3棟存す	
58	江戸川区	江戸川区松本町二枚橋	松本御小休所	明治15年5月千葉県下における諸兵対抗運動天覧のため行幸, 帰途4月5日小休, 現今中田寅蔵居住	
59	葛飾区	葛飾区新宿町1丁目3346	新宿御小休所	明治17年12月茨城県女化原の大砲演習天覧のため行幸途次6日, 9日に小休	
60	府中市	北多摩郡府中町	府中行在所	明治13年6月16日, 山梨・三重・京都巡幸に際し, 旧藩本陣田中三四郎宅に小休, 明治14, 15, 17, 29, 30年兎狩行幸の際, 宿泊。よく旧態を存し, 現今府中町の管理	*1933年

61	小金井市	北多摩郡小金井町小金井堤	小金井御観桜所	山桜の名所, 明治16年4月23日乗馬にて行幸, 碑を建てこれを記念す	
62	田無市	北多摩郡田無町	田無御小休所	下田半兵衛宅, 明治16年4月飯能において近衛兵小演習に行幸, 16日, 20日の往復に小休	
63	多摩市	南多摩郡多摩村	連光寺御小休所	富沢政恕宅, 明治14年2月20日明治15年2月, 明治17年3月三度の兎狩天覧に行幸, 小休す	*1933年
64	多摩市	南多摩郡多摩村	向丘対鷗荘	元橋場の三條実美別荘, 昭和4年6月この向丘に移築。明治14年2月28日兎狩天覧あり, 愛馬金華山を向丘の桜に繋ぐ。爾来駒繁桜と称す	*1933年
65	日野市	南多摩郡日野村	日野御小休所	佐藤俊宣宅, 明治13年6月16日山梨, 三重, 京都巡幸に際して小休, 明治14年2月18日八王子行幸, 同20日府中への途次小休	*1934年
66	八王子市	八王子市寺町	八王子行在所址	旧谷合弥八宅, 明治13年6月16日山梨, 三重, 京都巡幸に際して宿泊, 明治14年2月19日八王子行幸にて宿泊さる, 建物は焼失, 碑建立	
67	八王子市	南多摩郡浅川町上長房	小仏峠御小休所及御野立所	佐藤清兵衛宅, 明治13年6月17日山梨, 三重, 京都巡幸に際し峠上にて野立, 小休, 供奉の三條実美の歌碑を建てる	*1934年

出典 東京府観光協会『仰ぐ聖蹟の御あと』(1940年)  
指定欄の\*印は史蹟名勝天然記念物保護法による聖蹟指定年を記入。戦災で焼失の有無を付記した。

なお、国立国会図書館に所蔵される米国側の資料はマイクロフィッシュに収められており、索引項目は相互に関連付けのない80コマ程度が1カードに配列され、簡単な見出しがカードごとに付けられている。この問題に関する全貌を捉えるには相当の忍耐と時間が予想されるものの、漸次、索引カードが充実されつつあり、早晚、解明への展望も開けそうな気配である。しかしながら、今回の報告は、データベース活用が一般に公開される以前の調査であったから、あくまでも暫定的なものに留まる。<sup>(41)</sup>

明治天皇聖蹟解除はすでに述べたように、1945年12月25日の神道指令に基づく法的処置の一環として行われた。神道指令は戦後の日本における宗教改革といわれるほどの大改革であり、日本占領が課題となると予測された時期から、米国内に於いて専門家による検討がなされていた。その主眼は、政教分離の基本原則のもとに、国家主義的宗教としての神道を政治から分離させると同時に、信教の自由を個人に保障することを新たに制度化することにあった。その結果、①古神道(大多数の古代に起源を有する地方の氏神的神社)、②古代からの神社であるが、国家主義的思想を鼓吹する象徴的存在と位置づけられる伊勢神宮などの少数の神社、③及び靖国神社、明治神宮、乃木神社、東郷神社などの国家的英雄を祀る近代の神社に分類され、GHQの対応策がそれぞれ具体的に展開された。特に、②、③の神社は国家からの財政援助を得ての宗教活動をすべて禁止された。このため、翌1946年には宗教法人令に基づく宗教団体としての登録を経て、GHQによる監視下での存続が許される道筋がつけられた。しかし、その財政基盤となる膨大な面積の国有地保有権(所有権は国家、利用・管理は神社)の継続・利用については、その利用の趣旨をめぐる再調査がなされることになった。<sup>(42)</sup>

こうした一連の措置の過程で、一宗教法人として再出発が認められた明治神宮は、その新たな財政的基盤についてもGHQの調査要請に対して報告を義務付けられた。その一環として、付属施設たる絵画館の収入額を明らかにすることが求められ、管轄官庁である文部省がこれに回答した。絵

画館には2, 3の外国との戦争画が展示されていることが報告され、GHQ側から直ちにそれら問題画 (objectionable) を撤去するよう文部省に要請がなされた (1948年2月6日)。しかし、この問題は時期的に続いているものの、以下にみる聖蹟指定解除とは異なる、明治神宮固有の問題とみなされる。

では、聖蹟指定解除はなにに基づく措置か。神道指令のなかに具体的に聖蹟を名指しするような語は見出されない。しかし、神道指令第1項 (ル) 役所、学校などの公の財源による機関において国家神道の物的象徴となるすべてのものの設置を禁止し、直ちに除去することを指令する条項がある。忠魂碑、忠霊塔の撤去、移動の指示がなされたのは、上記の根拠に基づくと考えられているが、この問題が顕在化し、GHQがこれらの物的存在に厳しい措置が下されることになったきっかけは、1946年6月に始まる戦没者の公葬問題であった<sup>(43)</sup>という。

この問題に関する基本方針は、神道指令の原則に沿うものであった。GHQの側からのこの点に関する解説は、総司令部民間情報教育局宗教文化資料課が編纂し、文部省宗教研究会が翻訳した『日本の宗教』に、以下のような明解な説明がなされている<sup>(44)</sup>。

神道指令における各項のうち、葬式、追悼式および記念碑については、1946年11月、内務・文部両省は、戦死者、軍国主義者、および極端な国家主義者たちの高僧、追悼会、および記念碑に関する共同通牒を発せられたこと、そのなかで、学校および校庭、あるいは公共用地に建立された忠魂碑、戦争記念碑、その他の記念碑の撤去を命じたが、「個人及び民間団体は勿論、地方官公署および公共団体といえども、軍務以外の功労者の記念碑、銅像を保持することは差支えない」とし、また、「遺族はこれらの墓標、あるいは記念碑を建立し又は保持しても差支えない」とされた。

また、「東京都当局は、約一二五の銅像、記念碑などを取り去るよう指定した。軍国主義や極端な国家主義を助長する記念碑および銅像は、日本各地で目下除去中である。しかし、この政策の遂行は今なお進行中である。」としている。

本項のはじめに引用したウッゲードの著書における聖蹟指定解除に関する記述は、こうした事態が一定程度進行した段階を指し示しているものと思われる。

## 2 明治天皇聖蹟指定解除の過程

以下では、GHQ/SCAP資料に基づいて、聖蹟解除にいたる経過を述べる。

1. ~8. は時間を追った経緯、①, a, などで、GHQの指示内容を摘記した。

1. 1948年2月25日 (明治聖徳記念館の戦争画撤去指令の1週間後)、GHQは、明治天皇聖蹟所在一覧の提出を文部省に求めてきた (GHQ資料1)。

これに対して、文部省の武井武賢担当官は、1週間後の3月3日、聖蹟所在一覧を来週水曜日までに用意すると回答した (GHQ資料2)。

恐らく、この間に、所在一覧の提出、および史跡指定解除についてのGHQ側の意向が示されたと推定される。その資料を現在のところ、確認できていない。

2. 次いで、5月7日、Sherman. E. Lee (Adviser on Fine Arts) は指定解除にあたって、まず他の史跡に関連するものを除く、聖蹟の指定理由の説明を武井に求めた。武井は明治天皇関連の史蹟分類について説明する機会を要求した。その際、それが指定解除を遅延させる理由に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNNG NO. 775017

CROSS- REFERENCE /2 ME: MEIJI SITES

FROM: RC (CFG)  
TO: MinEd (Takei)  
DATE: 25 Feb 48

SYNOPSIS: Part 2: Mr. Takei was asked to bring in a list of all designated sites with reference to stopping places, reviewing stands, parade grounds, etc., of the Emperor Meiji. He said that before the war prefectures had some authority to lay down conditions for non-use of rooms designated by reason of their being stopping places, etc., but that if there were an important matter the responsibility was the Ministry's.

PAPER FILED IN: /2 ME

GHQ資料 1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNNG NO. 775017

CROSS- REFERENCE /2 ME: MEIJI SITES

FROM: RC (CFG)  
TO: MinEd (Takei)  
DATE: 3 Mar 48

SYNOPSIS: Part 1: The Ministry representative reported that a list of historic sites connected with the Emperor Meiji will be ready by next Wednesday.

PAPER FILED IN: /2 ME

GHQ資料 2

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNNG NO. 775017

7 May 48 SHERMAN E. LEE

Office

Rel. & Cult. Resources

Mr. Takei, Social Education, Ministry of Education

De-registration of Historic Sites Connected with Emperor Meiji.

1. Mr. Takei was asked to proceed with necessary steps for the cancellation of Historic Sites registered because of their use by or connection with the Emperor Meiji, except in cases where the site is important for other historic reasons or where it represents a special site associated with an important constructive event in Emperor Meiji's life and travels

2. Mr. Takei requested an opportunity to present a defense of the Meiji site classifications and was told that such defense would of course be permitted, but at the same time the necessary steps for declassification should be instituted so that no unnecessary delay would take place.

Advisor on Fine Arts

GHQ資料 3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNNG NO. 775017

8 May 1948 SHERMAN E. LEE

Office

Rel. & Cultural Res.

Messrs. Takei & Kobayashi, Social Education, Ministry of Education

De-registration of Historic Sites Connected with Emperor Meiji.

1. The Ministry of Education representatives requested specific reasons for declassification of Meiji sites (ref: RC-RCR 7 May 48, same subject) and were told that the reasons were as follows:

- a. They represent one aspect of emperor worship;
- b. Meiji veneration is particularly connected with the rise of Japanese ultra-nationalism;
- c. The number of sites and their lack of importance in general made for an undue drain on the clerical help of the Ministry and also on the limited funds at the disposal of the Ministry for protection and preservation.

It was stressed that such sites as could be recommended for registration on sound grounds would be acceptable, but that the blanket registration now in effect must be cancelled.

2. Mr. Kobayashi agreed in general with the argument as set forth and said that they would take all steps to ensure declassification. A meeting of the Committee on Historic Sites will be held on the 20th of this month, at which time the recommendation is expected to be drafted for the Ministry's action. Mr. Kobayashi mentioned as a possible example of a site that should be registered because of its unusual importance the general headquarters at Hiroshima used by Emperor Meiji during the Sino-Japanese war. It was pointed out that this was a particularly unfortunate example, since not only did it draw the objections listed above, but added a fourth, that of ultra-nationalism. Mr. Kobayashi said that a list of possible exceptions would be brought in for discussion.

GHQ資料 4

はならないと釘をさされた（GHQ資料3）。

3. 翌5月8日、文部省が史蹟解除の根拠の提示を求めたのに対して、Leeは文部省側の代表委員の武井と小林に以下のような解除理由を提示した（GHQ資料4）。

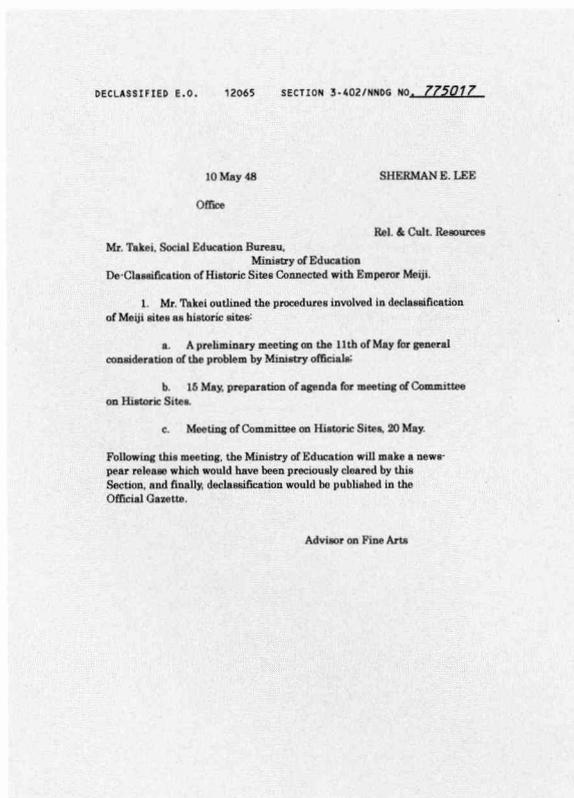
英文資料の内容を要約すれば、以下のようなものである。

① 聖蹟指定解除理由

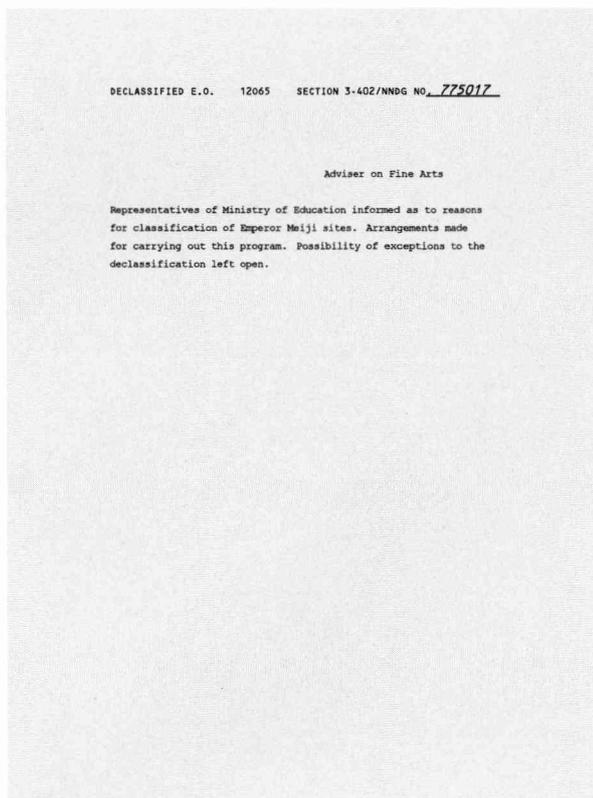
- a. 天皇崇拝の一形態である
- b. 明治天皇崇拝は特に日本超国家主義の台頭と結びついている
- c. 重要性を欠いた多数の史跡は文部省よる神道勢力への援助に対しての過度の予算支出となり、且つまた文化財の保護に対する限られた予算の無駄遣いである。健全な理由に基づいて指定される史跡は推奨されるが、いまや一括指定の明治天皇聖蹟は解除されるべきである

と力説された。

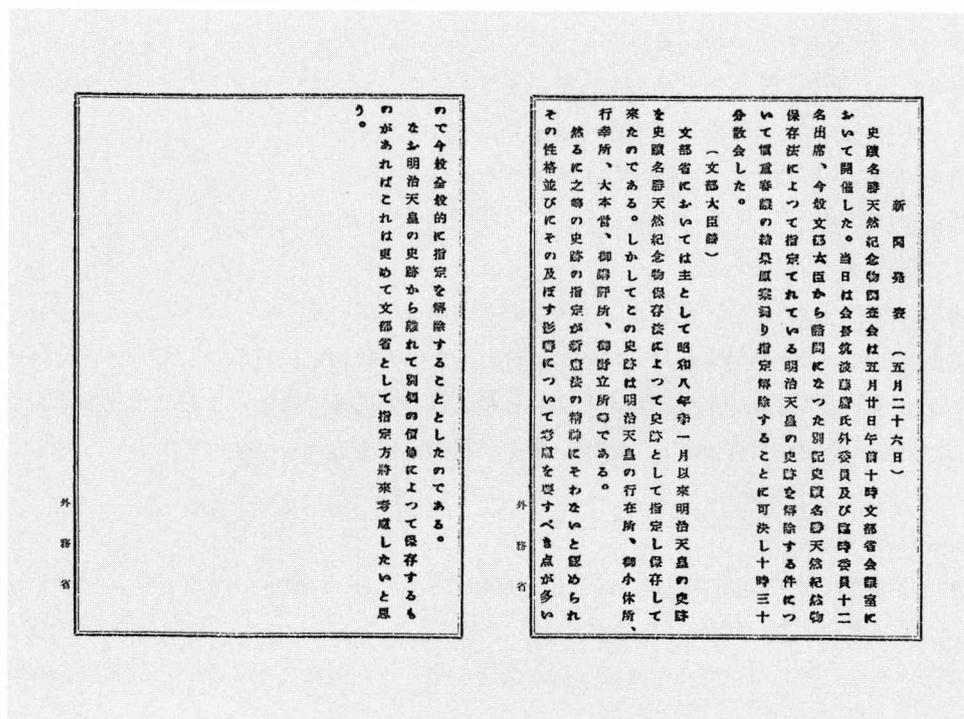
② 小林は原則として前記議論に同意し、指定解除に向けての手続きが採ると伝えた。5月20日に、史蹟名勝に関する会合を開き、そこで文部省案の法案化に対しての助言をGHQに求めると予告。しかしながら、小林は、日清戦争中使われた広島大本営のような歴史上重要



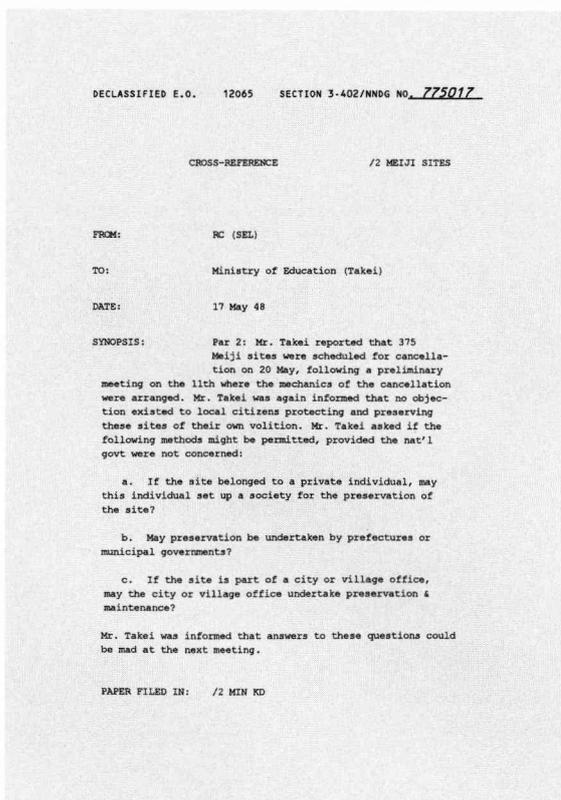
GHQ資料5



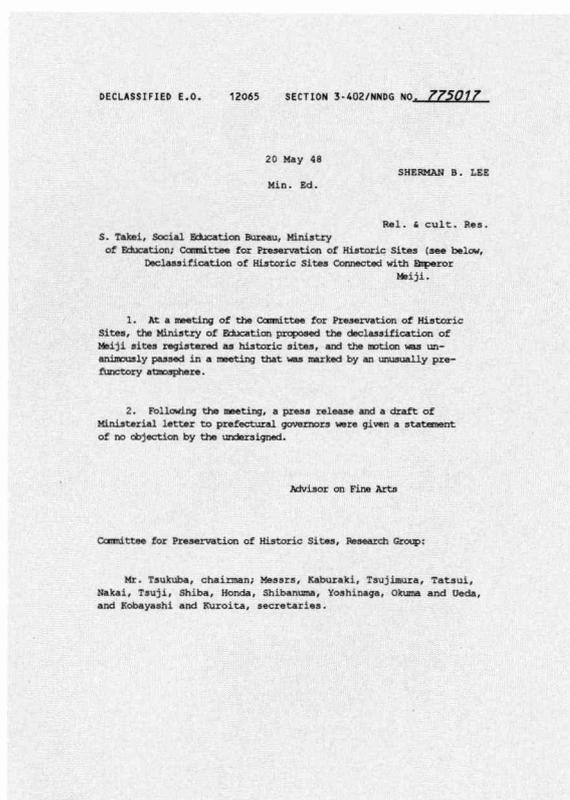
GHQ資料5—A



GHQ資料 6



GHQ資料 7



GHQ資料 8

な史跡は指定の可能性があると伝えた。小林は、史跡指定解除の除外事例についても議論の必要を述べた。

4. 5月10日、Leeは、文部省側との指定解除にむけての折衝を、以下の日程で話し合うことを合意した（GHQ資料5）。

- a. 5月11日 文部省担当者との予備折衝
- b. 5月15日 委員会の開催調整
- c. 5月20日 委員会開催

以上の会議に続いて、文部省はCIEで明らかにされたことについて新聞報道をし、最終的には官報に解除を告知することになる。

5. 5月13日、史蹟名勝天然記念物調査委員会に対して、文部大臣から解除に関する諮問がなされた。

発社 一三九号

史蹟名勝天然記念物調査会

史蹟名勝天然記念物保存法第一条によって指定した別記明治天皇の史蹟を解除することを諮問する

昭和二十三年五月十三日

文部大臣 森戸辰男

(原文のまま)

6. また、5月19日、新聞発表案も検討された（参考GHQ資料6）。

7. なお、5月11日の予備折衝では以下のことが確認されている（GHQ資料7）。

① 文部省は5月20日の会議の席上375の史跡解除を予定。ただし、民間人が自らの意志で保護し、保持するならばGHQはなんら反対するものではないと伝えられた。これに対して、武井は以下の点についての質問を呈している。

- a. 史跡が個人所有のものである場合、当該個人は史跡保存の団体を組織できるのか
- b. 県や地方自治体の場合はどうか
- c. 史跡が市や村役場の一部にある場合、市や村はそれを保護あるいは保持しうるか

これらの問題については、次回会合で回答する旨通告された。

8. 5月20日の史蹟名勝天然記念物調査会は筑波藤麿会長、他9名の委員の出席を得て、開催され、明治天皇聖蹟の指定解除が提案され、「いつになく好ましい雰囲気の中」、満場一致で可決された。続いて、新聞報道および各県知事に対する文部省の通告についても異論なく承認され、委員各位が署名された（GHQ資料8）。

- ① 当日の史蹟名勝天然記念物調査会の出席者は籙木外岐雄、辻村、龍居、中井、芝、本田正次、吉永、大熊喜邦臨時委員、上田三平臨時委員、および小林行雄幹事、黑板昌夫幹事であった（GHQ資料9英文、GHQ資料10日本語（略）は経過5.の文部大臣諮問参照）。
- ② なお、各県知事への通告案のうち、該当する史蹟のない、鳥取、鳥根、徳島、宮崎、佐賀、高知、愛媛、和歌山、大分の各県は除外された（GHQ資料11）。
- ③ 6月6日、武井との間において、明治天皇聖蹟は文部省あるいは他の公的機関、任意の地

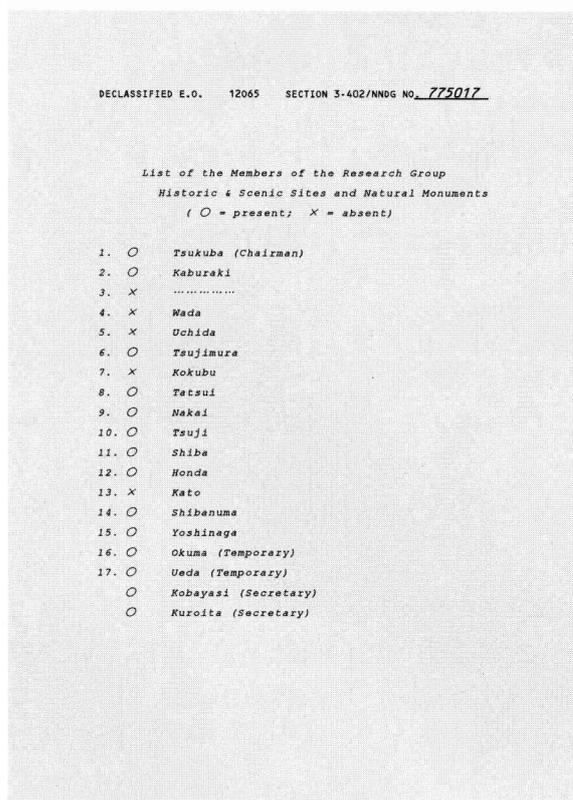
方団体の援助を受けるべきではないとの決定が確認された。この公式の承認によって、これら史跡への公的援助はなくなることが文部省令に委ねられ、問題は着落したことになる(GHQ資料12)。

- ④ 昭和23年6月29日、文部省告示64号を以って、史蹟名勝天然紀念物保存法第一条によって、指定された史蹟377件が一括解除された。

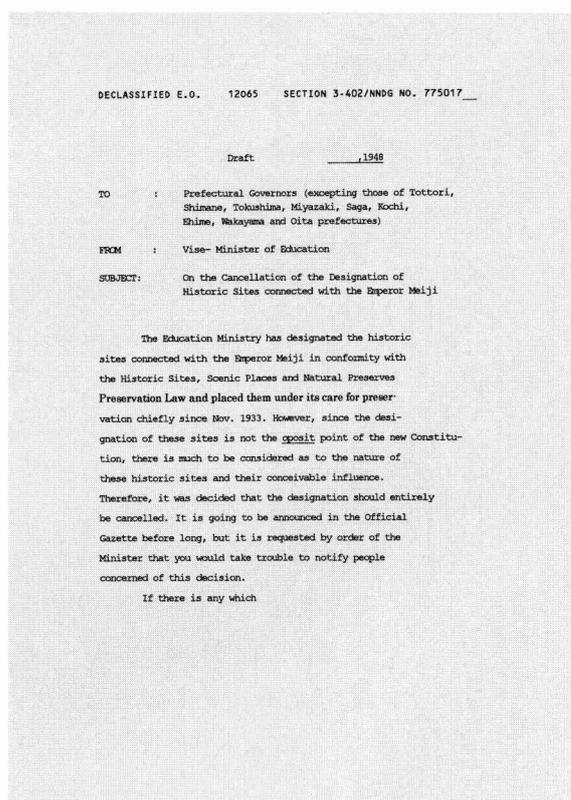
なお、これに伴い、東京都の標識指定の明治天皇聖蹟も解除された。

### 3 指定解除された明治天皇聖蹟の「その後」

聖蹟解除の明治天皇聖蹟址は現在もわたしたちの眼にとまる石柱として、各地に点在している。ここでは、指定解除後の聖蹟の「その後」の現状を追う。表8において、戦災で焼失した聖蹟については、備考欄に示した。史蹟指定された15件のうち、戦災で焼失した史蹟は全焼、半焼を含め5件である。こうしたものを除くと、指定項目が変更され、再び国、あるいは都の文化財として指定されているもの、あるいは聖蹟としての指定解除後、さまざまな事情によって、原指定地を移転している場合など多様な形ではあるが、その存在を確認できる。



GHQ資料9



GHQ資料11

現在その所在が判明したものについて、現状と経緯を摘記する。

- ① 芝離宮址 1948年12月18日特別名勝, 1952年特別名勝及び特別史跡
- ② 日本美術協会 1952年「岡倉天心宅跡・旧日本美術院址」として指定
- ③ 御嶽神社小休所
- ④ 荻窪小休所
- ⑤ 府中行在所
- ⑥ 連光寺小休所
- ⑦ 向丘対欧荘址
- ⑧ 日野小休所
- ⑨ 八王子行在所
- ⑩ 小仏峠小休所及御野立所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775017

is worth preservation for other merit than its being the  
Emperor Meiji's historic site, the Ministry of Education  
may be able in future to have consideration for its  
designation upon a different bases.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775017

CROSS- REFERENCE /2 ME: Meiji sites

FROM: RC (MMP)  
TO: with: S. Takei, MinEd  
DAT: 6 Jul 48

SYNOPSIS: Part 2: It was decided that the Meiji  
historical sites should no longer  
have the sponsorship of the Mombusho or  
other public body, local private care  
to be optional. The draft of the  
Ministry's directive to prefectural  
governors approved.

Approval of this ofc was given of Ministry  
action for the removal of these sites  
from public support and the matter is considered  
closed.

PAPER FILED IN: /2 ME

以下に、現在判明したものの現状を写真で示しておく。なお、ここでは1、2は除外する。

③ 御嶽神社小休所（渋谷区美竹町33）（写真1）

1937年指定。明治天皇が1870年4月、駒場野練兵場へ行幸の折小休された。その後その事実は全く忘れられていたが、元社掌今永喜寿が苦心して究明し、宮内省の承認を得て、指定された。<sup>(46)</sup>当時の御座所は御嶽神社の拝殿が当てられた。石柱は1939年2月建設。御嶽神社は江戸時代、宮益町の中心にあり、この地の氏神。また、この地は、江戸時代で月見の名所で、芭蕉の句碑も存する。現在ビルの陰になってはいるが、当時は周囲を見晴らす位置にあったと推定される。なお、神社の階段下には、1985年に、昭和天皇在位60年奉祝記念として、明治天皇がここに行幸した事実を墨書した告知板が新たに建てられている。

④ 荻窪小休所（杉並区荻窪5丁目、アメックスビル敷地内）（写真2）

中田村右衛門宅地88番地を指定。1883年4月16日、埼玉県飯能近衛隊演習天覧行幸、同年4月23日桜花天覧小金井行幸のため、小休所となる。茅葺平屋建6畳2間旧位置より数間移動したが、旧規模をよく保存すると指定報告書には記載されている。<sup>(47)</sup>

現況はアメックスビルの西側に移転改築されている。1934年文部大臣指定、1936年11月碑建設。<sup>(48)</sup>

⑤ 府中行在所（府中町字新地北）（写真3）

田中家の宅地9163番地、9164番地のうちを指定。1880年6月山梨三重京都巡幸、1881年2月遊獵、6月鮎漁天覧、1882年2月、1884年3月の際の駐泊所となる。御座所瓦葺平屋8畳2間は位置を移動しが、旧規模をそのまま保存するとした。<sup>(49)</sup>

この史蹟については、府中市が府中市郷土の森建設第2期工事として、旧田中家住宅が保存、復元されており、この事業に伴う調査報告書も刊行されている。<sup>(50)</sup>



写真1 御嶽神社小休所址



写真2 荻窪小休所址

この調査報告書は、田中家（柏屋）の17世紀中頃の甲州街道進出時期、化政期にいたる繁栄、明治期石高100石の土地集積を成す絶頂期、及び明治天皇行幸時の数度に及ぶ行在所指定に伴う準備過程の豊富な調整が紹介される貴重な内容である。これによれば、天皇を迎える際の準備として、白黒の幕を張り、玄関式台までの通路に砂を敷いて白キャラコの御成り通路を設けたことがわかる。さらに、紀元2600年記念事業として、1940年府中町は明治天皇御座所及びその土地を買い上げ、町有財産とし、1941、1942の両年に修繕費として、国庫補助、東京府補助、町費を合わせ、総工事費28,000円を以って、修繕された。

戦後、1947年9月行在所の一部は府中市図書室、1954年には府中市会議所として活用された。1961年御座所の一部を除き、取り壊された。なお、現在府中郷土の森の旧田中家住宅前には、復原当時は所在がわからなくなっていた「明治天皇御行在所」の石柱も復原されている。

⑥ 連光寺小休所（南多摩郡多摩村連光寺1番地1 富沢政賢住宅）(写真4)

1933年聖蹟指定。1881年2月八王子遊獵、1882年2月遊獵、1884年3月行幸及び兎狩御小休所に当たられた。富沢家住宅は慶長15年（1610）の上棟建築とされ、指定当時「御座所の主要部分<sup>(51)</sup>は善く旧規模の存するを認む」とされている。

現況は、写真4に見るとおり、1935年建設の石柱のみ保存され、富沢家旧住宅はすでになく、改築家屋が写真の後景に窺える。

指定当時の当主政賢の父政恕の代に明治天皇行在所となったが、地元の名望家、多摩村村長であった政賢は「御遺蹟保存会」を発足させ（1914年）、宮内大臣を勤めた田中光顕の協力を得て「聖蹟奉頌連光会」（1928年）を設立し、翌々1930年に多摩聖蹟記念館を開館させた中心的人物であった。そして1933年、富沢家の行在所が聖蹟指定を受けることになる。<sup>(52)</sup>

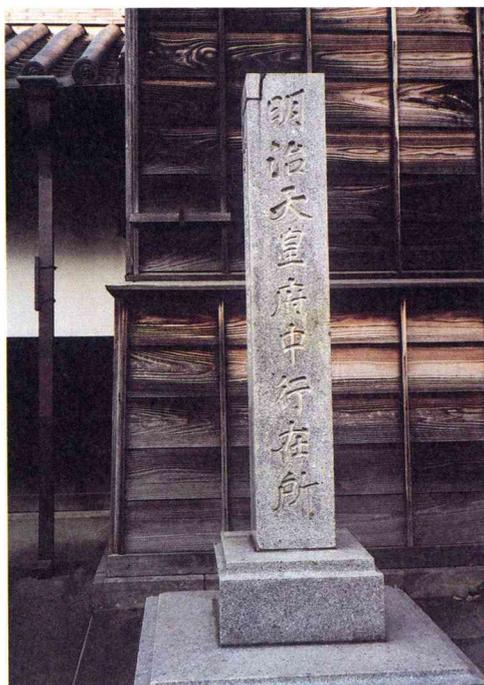


写真3 府中行在所址



写真4 連光寺小休所址

⑦ 行幸所対鷗荘及び旧址

1933年指定。対鷗荘は隅田川白鬚橋西岸の三条実美別邸のことである。1873年12月19日、天皇は病中の三条実美を対鷗荘に見舞った。その後、1928年、当時の所有者より多摩聖蹟記念会に建物が寄付され、翌年移築された。これによって、1933年、移築された対鷗荘とその旧址が聖蹟指定を受けることになった。対鷗荘移築は、前述の田中光顕が地元有力者の富沢政賢らの協力を得て実現させたものである。この背景には、京王電気鉄道軌道の資金援助、協力を得て、「聖蹟」を中心とする観光開発構想の計画が存在していたとされる。これによって、1937年に「関戸駅」を「多摩聖蹟桜ヶ丘駅」と改め、1927年大正天皇が埋葬された多摩御陵への全国からの参拝者を視野に入れ、多摩地域一帯を東京の郊外の観光地として進行させることが目論まれていた。<sup>(53)</sup>現在、移築された対鷗荘の跡地には建物の痕跡は残されていない。無住家の草地である。

⑧ 日野小休所址及建物附膳水（址地・膳水は南多摩郡日野町大字日野佐藤仁宅地，建物は有山亮宅地）（写真5，6，7）

1934年指定。1880年山梨三重及び京都巡幸、1881年2月遊獵の際小休所となる。小休所址地は指定当時園池の敷地となり、膳水は前庭に保存。「建物は…移築後平座敷に改造せしも、其他は旧規模を保存せり」として指定となる。移築の理由は「聖蹟保存の名誉を兄弟にて分ち荷ふべく建物を分割」したためとされる。現在膳水は「そばや日野館」（日野市本町2-15-9）の敷地内にある。石柱（1936年建設）、及文部省による指定説明板が敷地内に残されて



写真5 日野小休所址



写真6 日野小休所膳水址



写真7 日野小休所址解説板

いる。

⑨ 八王子行在所（八王子寺町，現在史蹟は存在しない）

1880年6月16日山梨三重及び京都巡幸の際、宿泊。1881年八王子兎狩行幸。当時建造物は焼失し、碑のみ存在したが、現在は碑も存在が確認できない。<sup>(54)</sup>

⑩ 小仏峠小休所址及野立所（南多摩郡浅川町上長房）(写真8)

1934年指定。1880年山梨三重京都巡幸に際して峠上にて野立眺望を賞し、小休したとある。供奉三条実美の歌碑が脇に建てられている。<sup>(55)</sup>

#### 4……………結語

以上、明治天皇聖蹟指定がどのように戦前の文化財政策のなかに浮上し、GHQによる日本占領政策のなかで、突如指定解除に至ったのかを、東京府の事例を中心に見てきた。明治天皇聖蹟問題は、指定の浮上の仕方、唐突な史蹟指定解除ともに、文化財の問題というよりは、むしろ政治の問題の領域に属するとみることが妥当である。その淵源は、すでに、明治天皇聖蹟が明治末年からの準備が重ねられて、1933年全国一挙に指定された、その経緯そのものにある。

また、いまだ問題領域としてくっきりと浮かび上がったわけではないが、数ある明治天皇聖蹟のなかで、国指定の史蹟の対象となる過程には固有のミニ政治史が介在した。聖蹟のその後の項で述べたように、東京府の数少ない事例ではあるが、渋谷区美竹町の御嶽神社の指定過程、さらには田中光顕宮内大臣の政治的動きの元に地元で活躍した南多摩郡多摩村の富沢政賢の聖蹟桜ヶ丘建設など、国民の側にそれぞれ動機を異にするものの、これを支える機運があつてこそ、全国に叢生した明治天皇聖蹟であつたことは明らかである。

しかし、そうした動きも中央における学術色のやや勝った史蹟名勝天然記念物保存協会、それに続く熱狂を帯びた明治天皇聖蹟保存協会などの運動が醸成した時代の気分作用された「国民」の動きであつて、政府に対峙して国民の側が自発的に運動した結果というわけではない。

聖蹟そのものは解体にあつた場合が多くても、聖蹟を記念して建立された碑は全国各地に数多く残り、廃棄されずに残されている。聖蹟解除の指定を受けながら、石柱などは私的に残されているものが多いのは、法的には先にみた神道指令の基本原則に根拠を持っているからではあろうが、しかし、多くの場合、積極的に保存するわけでもなく、この現状は「放置」というに等しい。このことにこそ、明治天皇聖蹟指定の国をあげての動きが国民の自らの価値判



写真8 小仏峠小休所址

断から行われたものではなく、当時の強い行政指導の結果であることが語らずして示されている。現在にいたるまで、「天皇」について地域社会が公式に語ることの難しさが表されている。

## 註

- (1)——文化庁『文化財保護法五十年史』ぎょうせい、2001年
- (2)——代表的なものとして、高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房、1997年を挙げる。
- (3)——朴 晋雨「明治天皇の『聖蹟』保存について」『歴史評論』478号、1990年；滝沢繁「北陸巡幸と民衆統治」上、『新潟史学』24号（1990年）、「北陸巡幸と民衆統治」下、『新潟史学』26号（1991年）など。
- (4)——膨大な史料があるため、ここでは、研究便覧として、岩壁義光・広瀬順晴編著『太政官期 地方巡幸研究便覧』（データベース検索用CD-ROM付）柏書房 2001年を上げておく。
- (5)——なお、史跡、史蹟、聖蹟の用語の違いについて、本論では、史跡全般を現代の視点から論ずる場合は史跡、歴史用語、法律用語として史蹟、明治天皇聖蹟を使用することにしている。
- (6)——高木前掲書 312頁
- (7)——朴前掲論文 41頁
- (8)——朴前掲論文 49頁
- (9)——文化財指定解除後の動きではないが、前掲滝沢論文「北陸巡幸と民衆統治」下、『新潟史学』（26号 1991年）において、聖蹟指定の以前の新潟県における聖蹟の保存状況を追い、明治期には巡幸関係地を「聖蹟化」する動きが弱かったことを指摘している。指定以前の民間における気分がどのようなものであったのかは、解除後のあり方を示唆する。
- (10)——天然記念物と表記せず、当時、法律上、史蹟名勝天然記念物保存法と称することが指示された（前掲朴論文注(6)参照）。しかし、当時の各県の史蹟名勝天然記念物報告では、指定物件が天然記念物の場合、天然記念物ではなく、天然記念物の文字が使われている例も見られる。たとえば、和歌山県『和歌山県史蹟名勝天然記念物報告』第2輯（1913年）、同第8輯（1929年）、大阪府学務部『大阪府史蹟名勝天然記念物』第5冊（1931年）、新潟県『新潟県史蹟名勝天然記念物調査報告』第7輯（1937年）など。
- 本論では、法律、歴史用語の場合に天然記念物、一般的記述においては、記念物とする。
- (11)——丸山広『史蹟名勝天然記念物』の潮流—保存運動への道程』『史蹟名勝天然記念物』解説・総目次・索引（別冊）不二出版、2003年 6～14頁
- (12)——「史蹟名勝天然記念物法施行二十周年記念談話会」『史蹟名勝天然記念物』第14集6号 1939年
- (13)——金山正好「文化財保護の歩み」『文化財の保護』15号 1983年、井出久登「名勝の指定と管理運営」『文化財の保護』33号 2001年、丸山広前掲書（2003）
- (14)——「名勝」が加えられた背景については、史蹟名勝天然記念物建議案が貴族院に提出される前年の1910年（明治43年）「史跡勝地保存法案」が地方官会議に掛けられており、これとは別に科学的見地から三好学を中心に進められた天然記念物保護の運動があったこと、これらの二つの流れが法案提出を契機に統合されたと前掲井出論文で指摘されている。
- (15)——指定された文化財については「必ス標識ヲ設クヘク」とする「史的記念物天然記念物勝地保存心得」（大正7年東京府告339号）が出されている。
- (16)——『史蹟名勝天然記念物』1巻8号（1915年11月20日）、1巻10号（1916年3月20日）、1巻13号（1916年9月20日）参照
- (17)——内務省地方局編纂部『都下に於ける史蹟並天然記念物一斑』其一 1～2頁 1911年
- (18)——「東京府下史蹟巡回記」（近江匡男、1920）
- (19)——『史蹟名勝天然記念物』1巻9号（1916年1月20日）
- (20)——1915年の指定文化財50件のうち、現在に至るまでに解除されたもの7件（うち、国の名勝指定となった2件、戦災焼失1件を含む）、戦後の文化財保護法のもとに重要文化財として種目変更され、再指定されたものなど9件がある。東京都の「旧跡」のうちには、この1915年時に標識指定された38件も含まれている。なお、このうちには、後に検討する明治天皇関係の史蹟関連は、B欄19のナンジャモンジャがあるのみである。これは、1933年12月27日に指定解除された。この段階では、東京府史蹟に明治天皇に関わる史蹟はそれ自体としては指定対象に含まれていない。
- なお、東京都文化財保護審議委員会は、平成14年～16年までの間、史蹟等整備検討委員会を設け、近代遺跡・名勝の推進、災害復興対策の検討とともに、旧跡の見直し作業を行い、旧跡の指定解除を含む取り扱いについて、地元教育委員会との協力のもとに、適切な方法による旧跡の廃止方針を打ち出した。
- なお、本稿は北原個人の著作であるが、史蹟等整備検討委員会における委員各位、および東京都文化課担当学芸員から貴重な助言をいただいたことを記しておく。
- (21)——文化庁『文化財保護法五十年史』ぎょうせい

2001年、第4章 206頁～226頁、注11掲出の丸山論文、前掲金山論文、井出論文、及び注10参照

(22)——東京府『東京府史蹟』洪洋社 1919年6月発行、9月再版、1921年4月の第3版による。

(23)——東京市編纂、更生閣、1925年

(24)——東京市役所公園課編纂、『東京都史蹟名勝天然記念物写真帖』1922年、第二輯は1923年。

(25)——内務省大臣官房地理課長出 東京府知事宛訓令(大正13年1月19日発第9号)

(26)——戸川安宅、残花(1856—1924)；旧幕臣として明治維新当時彰義隊に属し、のち大学南校、慶応義塾に入り、キリスト教牧師として伝道に従事。1890年代には「文学界」に小説を発表、さらには、旧幕縁の人物の少なくなるなか、旧時代の遺風が伝えられなくなることを患い、明治30年4月には雑誌「旧幕府」を刊行した。揺れ幅の多い活動領域は現代のわたしたちの残薄な理解では説明しがたい。しかし、旧幕臣としての教養が基調にある以上、ほとんどが旧幕時代の文化遺産であった東京市の史蹟調査の中心的存在であることには不思議はない。が、これらの活動と明治天皇聖蹟調査とはどのように戸川の内面においてリンクしていたのか、今のところ、理解することが困難である。なお、本文では取り上げなかったが、戸川は、大正3年『東京史蹟写真帖』を発行している。これは、区ごとに史蹟天然記念物を編集し、その内容を摘記したもの。発行所は雑誌「史蹟名勝天然記念物」と同じ画報社である。折込で、「東京名勝鏡」と題する番付を付けるなど、この運動の大衆化を図る目的で編纂したのであろう。

(27)——滝沢繁「北陸巡幸と民衆統治」上、『新潟史学』24号(1990年)、「北陸巡幸と民衆統治」下、『新潟史学』26号(1991年)

(28)——『史蹟名勝天然記念物』の1920年1カ年の休刊後発刊された第4巻1号の誌面には、休刊の理由についての説明は見出せない。本号には、「保存事業の新紀元」と題する無署名の巻頭論文、また、後半には1920年1月28日制定された史蹟名勝天然記念物保存要目の全文が掲載された。ついで、内務省調査による1919年の史蹟名勝天然記念物保存関連事業の紹介、及び1920年度の史蹟名勝天然記念物保存に関する地方予算が掲載された。それによれば、東京府の予算額は3,500円、京都府・神奈川・三重の各県が3,000円、岩手県は中尊寺及び天台寺保勝会補助として4,000円となっている。大正9年次は、雑誌を発行する暇なく、実際の保存事業に同会の勢力が注がれたということであろうか。

(29)——西郷従徳1878年生まれ、従道次男、陸軍大佐、1902年侯爵、貴族院議長

(30)——『史蹟名勝天然記念物』第8集1号、1頁、1933年1月

(31)——矢吹活禅編輯『明治天皇行幸年表』聖文閣出版

部、1933年初版、1938年改版

(32)——矢吹前掲書「叙」、「再販の辞」、「例言」参照

(33)——『明治天皇聖蹟』文部省、8輯～11輯、1935年～1938年

(34)——『史蹟名勝天然記念物』第8集12号 1933年12月

(35)——藤山宗利編、東京府観光協会、1940年

(36)——たとえば、山梨県刊行の『明治天皇御巡幸紀』(1940年)は、編纂の経緯について1932年(昭和7年)史蹟名勝天然記念物調査委員会を設置し、巡幸に関する聖蹟の調査を開始、天皇紀編修会、明治天皇聖蹟保存会、帝国図書館、日比谷図書館、甲州文庫などで資料を調査、沿道各町村役場に照会状を發して巡幸に関する遺蹟に関する聞き取り調査の回答を得、県文書の巡幸記録をまとめ、関係写真を撮影したものであると説明する。まず、聖蹟の現状写真、天覧品の写真を掲載し、本文は、1880年4月29日の巡幸告示、県民への諭達、心得などの県庁文書の引用から始まり、巡幸の準備過程として行在所・小休所、野立所の調査、選定などに関する経緯、「御巡幸本紀」と題する6月17日から23日までの山梨県内巡幸記録、上奏書、拜謁者などの氏名、ついで「御巡幸後紀」として道路、橋梁、行在所、小休所補修費などの費用7,365円余の細目、県内26箇所の聖蹟(うち5件文部省指定聖蹟、残り21件は県指定聖蹟)の1940年段階の現状を述べる。公文書、関連記事掲載の新聞資料の提示も含め、極めて詳細な内容を盛り込む、総計450頁の大部な冊子である。なお、26件の県指定聖蹟のうち、「旧態」を1940年段階で留めずとされているものが10件、文部省指定聖蹟については、この段階では、すべて「旧態を保存」するものであった。

(37)——文部省編『明治天皇聖蹟』第8輯、1935年、3件；第9輯、1936年、7件；第10輯、1937年、1件；第11輯、1937年、1件

(38)——William. P. Woodard、1896年ミシガン州カラマズー市生まれ、カラマズー・カレッジを経てニューヨークのユニオン神学校を卒業、1924年から41年まで組合派協会の宣教師として、北海道、大阪、東京、中国、および朝鮮で、伝道に従事。第2次大戦中アメリカに帰国し、将校学校で日本語の教師を勤めた。1946年連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育宗教課の調査スタッフとして来日、勤務したという(註20に後掲のウッダートの著書に関する訳者阿部美哉の「まえがき」にある著者紹介による)

(39)——ウィリアム・P. ウッダート、阿部美哉訳『天皇と神道 GHQの宗教政策』原著“The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions” E.J. Brill, Netherlands, サイマル出版会、1988年 203頁

(40)——GHQ/SCAPとは、太平洋陸軍幕僚部(GHQ)と連合国最高司令官総司令部幕僚部(SCAP)の二重構

造をもった組織として占領後の対日政策を立案，日本政府に対する占領政策の指令を次々と発した。民間情報教育局は，SCAPが組織化される以前の9月22日に総司令部の文化，教育，宗教を担おう重要部門，すなわち，日本の文部省を所管する専門参謀局として逸早く立ち上げられた。組織面の二重構造は人的にも任務兼任する形で遂行された。すなわち，最初の民間情報教育局長K.R.ダイク大佐は，10日後の10月2日に設置された联合国最高司令官総司令部幕僚部（SCAP）の「日本及び韓国における広報，教育，宗教，その他社会教育の諸問題に関する政策」について联合国軍最高司令官に助言することを任務とする専門参謀部局としての民間情報教育局長を兼ねた。

民間情報教育局の変遷，局長の履歴については，以下の通りである（竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史序説』日本図書センター，1996，49頁～50頁）。

民間情報教育局は，主として，民主化政策の制度を支える精神風土，教育，宗教，などの非軍事化，民主化を担当。マスコミ統制，政教分離（神道指令），6・3制，教育委員会制度，教科書検定，社会科の導入，文化遺産の保全，婦人運動，社会教育などの分野を担当した。

初代局長ダイク准将（1945—1946，5月），コルゲート・パルモライブ・ビート会社副社長を経て第2次大戦に従軍。リベラル派で，政治犯釈放，特高警察解体，教員パージ，神道指令などの初期民主化を推進。2代D.R.ニュージェント中佐（1946，5月—占領終結まで）スタンフォード大学大学院極東史専攻し，教育学を学び，戦前和歌山高商講師を務めた。ダイクと対照的に保守的で，レッド・パージを実施，教育改革を強力に推進したと紹介されている。

(41)——GHQ/SCAP文書については，検索のためのデータベースについては，国会図書館のほかに，立命館大学人文研究所が1991年より民政局，民事局，高級副官部，民間情報教育局，法務局，経済科学局の一部の資料のデータベース化を行っている。このうち，本論に関係する民間情報局（CIE）のデータベース化が進行している，Conference Report（「会談録」/「会見録」）についての研究紹介を高木博志「CIE（民間情報教育局）の文書にみる文化財問題」（『GHQ/SCAP文書データベースを利用した日本占領政策の究明』研究代表者赤澤史朗課題番号11620090 平成11～12年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書25頁～54頁）において，Cultural propertyをキーワードとして検出したシート（国会図書館における用語ではディスクリプションカード）14件，およびNational Treasure 54件および仁徳天皇陵2件のシート番号および会談内容の摘記紹介が行われている。

(42)——大原康男『神道指令の研究』（原書房『明治百年叢書』410回配本，1993），66頁

(43)——大原前掲書 310頁

(44)——『日本の宗教』（民間教育普及会，1948年11月発行，1949年第3版）220頁～224頁，本書には文部大臣森戸辰男の序文があるが，ここでは，「本書は総司令部民間情報教育局の宗教課と文化資料課との努力の結晶であって，宗教に関する占領報告書なのである」としながら，その政策の公平性と啓蒙性を高く評価した。

(45)——武井貞賢・文部省文化課三等属（昭和十八年度「文部省職員録」），文化財保護審議委員会管理課事務局（昭和二十五年度「文部省職員録」）に属している。終戦時の職員録は刊行されていない。小林行雄 昭和十八年度の職員録においては，文部省社会教育課芸術課長。

(46)——「渋谷区史 全」（昭和27年）815頁。渋谷区立白根記念郷土文化館のご教示いただいた。

(47)——前掲『明治天皇聖蹟』第9輯，7頁。ただし，1985年，中田家から藤沢乙安氏に所蔵先が変わり，長屋門，家屋は旧敷地内にあるアメックスビルの西側隅に移転改築。

(48)——杉並区教育委員会の御教示による。現所有者に面会することはできなかった。

(49)——前掲『明治天皇聖蹟』第9輯，5～6頁。

(50)——府中市郷土の森復原建築物報告書第五集（府中市教育委員会，平成4年）。府中市郷土の森博物館のご教示，ご協力をいただいた。府中市市民の森郷土博物館に復元された田中家住宅のうちにある明治天皇「御座所」の，御座所建築事例としての復元は，多くの関連史跡が廃墟となっていくなかでは，こうした歴史を直視する機会を市民に提供するという点で意義を認めたい。

(51)——前掲『明治天皇聖蹟』第8輯，3頁～4頁

(52)——展示図録「郊外行楽地の誕生～ハイキングと史蹟めぐりの社会史～」（パルテノン多摩，財団法人多摩市文化振興財団，2002）によれば，図版資料のほとんどが富沢家文書であり，富沢政賢の聖蹟保存の精力的活動があったことがこの点からも推測できる。

(53)——財団法人多摩市文化振興財団前掲書。なお，旧多摩聖蹟記念館専門員倉持順一氏の御教示によれば，多摩聖蹟記念館周辺には，明治天皇が兎狩に訪れた記念として，数基の碑が残されている。「明治天皇御野立御聖蹟地」（柿生村黒川梅沢延作建立，1928年10月建設，連光寺公園脇），明治天皇御製・昭憲皇太后御歌碑（田中光顕建立，1928年11月建設，記念館東北100m），「明治天皇御野立所」（旧水戸藩家老後裔三木啓次郎建立，1940年8月，連光寺公園脇），「明治天皇御野立所」（多摩聖蹟記念会会長，長尾欽弥，1941年4月，天王森），その外，明治天皇を直接顕彰するものではないが，田中光顕を顕彰するものなど，関連碑がある。

(54)——八王子郷土資料館によれば，石柱がいつなくなったのかは不明ということである。

(55)——八王子郷土資料館より写真提供を受け，ご教示いただいた。

付記①：『明治天皇行幸址と現代』（神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科報告書，2004年）において，古谷野洋子「ムラの明治天皇聖蹟」として，茨城県における事例研究の調査報告がなされた。18件の事例について，現地での聞き取り調査を踏まえ，ムラが望んで建てたものではないこと，ムラの忠魂碑への対応との明らかな違いを指摘している。本報告は，私の2003年度同大学院歴史民俗資料学特論の授業において作成したものである。

付記②：註(41)に記した以降の国立国会図書館憲政資料室におけるGHQ/SCAPのデータベースによる資料検索は，2004年10月より整備された状態になった。占領下の文化財政策を検索するのであれば，民間情報教育局(CIE)を入力し，年月を入力すると関連する資料が20～200件以内の単位で一覧できる。各々の資料群をクリックするとフィッシュ番号を伴う一連のデータが表示される。但し，フィッシュ内のコマ毎の内容まではデータ化されていない。この点では，従来の作業通り，マイクロリーダーに懸けてフィッシュのコマを読み取ることになるが，関連資料が100件，200件というレベルで表示されるデータベースの威力は今後の研究で十二分に発揮されることだろう。また，電子資料室では，検索結果を印刷することもできる（有料）。

付記③：寺嶋弘康「関東大震災と『社寺文化財』の復旧—神奈川県域を中心に」（『神奈川県立博物館研究報告』—人文科学—28号，〈研究ノート〉，2002年）において，関東大震災で被害を受けた神奈川県下の社寺文化財のうち，古社寺保存法や国宝指定の対象になっていたものに対する国家的復旧措置と，その他の被災社寺の復旧事業の差異の実態について，文化財行政の観点から詳細な分析がなされている。本稿の付随的目的も関東震災後の東京における文化財の復旧事業を追うことであったが，震災前後の文化財指定件数の異動のみに終わった。神奈川県事例研究から今後の示唆を得たことを記しておく。

付記④：本稿脱稿後，山口輝臣『明治神宮の出現』（吉川弘文館，2005年）を得た。著者は「あとがき」において，近代事象を対象とする歴史分析は，伝統と近代という二つの軸を立て，対立的二分法で分析するか，あるいは伝統を内化させた近代的伝統の創出とするか，いずれにしてもこの二大潮流は現在のところ隘路にあるという。それに対して，本書は，どちらにも組みせず，新しい方法を具体的分析を以って提示したというのが著者の主張する眼目である。確かに，天皇に関わる問題でありながら，従来のイデオロギッシュな分析を避け，事実の過程を丹念に追い，実現しなかった問題についてもそれが潰えた道筋についての実証と思考の丁寧なフォローがある点で，評価すべき著書である。

拙論がここで対象とした明治天皇聖蹟の指定も，明治神宮創設問題と深く絡む。しかしながら，わたしのこの問題に対する研究動機は，指定解除の明治天皇聖蹟の現在のあり方を歴史的に問うという立場から発したものであり，イデオロギッシュな分析を避け，可能な限り資料を追うという視点に終始した。その点では山口氏と分析手法に共有するものを持ちながらも，相互議論が可能な領域を確保できていない。率直に申せば，わたしがこの問題について用いた分析方法からは，現状が追認できても，必然的に立ち上がるべき結論というものを掌中に収めることが出来なかったのである。相互議論の領域が確保されない理由はわたしの側にあることは十分自覚している。

その上で，山口氏に望みたいのは，明治神宮の創出で終わらず，戦後神道指令で国家的補助を失った明治神宮がどのようにして宗教法人，あるいは，事業体として再生の道を獲得したのかに分析の手を伸ばしていただきたい。そこで提示される明治神宮の現代的全体像のなかで，聖蹟問題の現状が改めて浮き彫りになると期待するからである。

（国立歴史民俗博物館客員教員）

（2004年2月5日受理，2004年7月21日審査終了）

## **The Historic Sites Connected with Emperor Meiji: History of its Designation and Cancellation**

KITAHARA Itoko

This paper discusses how the cultural properties of historic sites connected with Emperor Meiji had been designated by the Japanese Government before the World War II, and how they were cancelled according to the order of GHQ, and what they are now. Here it follows the case of Tokyo prefecture, because it represents the governmental policy which had been framing up to heighten and strengthen her own nationality by Tennoism.

The Historic Sites connected with Emperor Meiji had been designated in conformity with the Historic Sites, Scenic Places, and Natural History Preserves Preservation Law (1919) chiefly between 1933 and 1937, and placed under its care for preservation. The number of these historic sites occupied more than 60% of the total number of the designated historic sites (377/603) before the World War II. These cultural properties were connected with the visiting places or temporary residences and short rests on the way all around Japan at the time of his travel of the early Meiji era.

However, under American occupation, GHQ decided on June 23 1948 that the designation of those historic sites connected with Emperor Meiji should entirely be cancelled because they well preserved the spirit of the state of the old constitution.

Now in Japan, we can still recognize the many stone marks commemorating the places where Emperor Meiji had visited. We can not help but conceive why they have still been erected though they were ordered to be cancelled by the Government. This blur situation seems to be the real attitude of the present Japanese society toward Tennoism after the World War II.